

まくべつ障がい者福祉プラン 2021 (改訂版)

幕別町障がい者計画
第7期幕別町障がい福祉計画
第3期幕別町障がい児福祉計画

令和6年3月

幕 別 町

目 次

【基本事項】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の性格	6
5 計画策定体制及び策定後の進行管理	7

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口及び世帯の状況	8
2 障がいのある人の状況	9

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念	16
2 SDGsを踏まえた計画の推進	17

【幕別町障がい者計画（市町村障害者計画）】

第4章 施策の取組

1 計画の施策目標	21
2 施策の体系	22
3 施策目標の達成のための方向性	23

【第7期幕別町障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）】

【第3期幕別町障がい児福祉計画（市町村障害児福祉計画）】

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方	34
--------------	----

【第7期幕別町障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）】

第6章 障がい福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1 成果目標	36
2 障害福祉サービス・相談支援の見込み量	44

【第3期幕別町障がい児福祉計画（市町村障害児福祉計画）】

第7章 障がい児福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1 成果目標	55
2 障害児福祉サービス・相談支援の見込み量	58

○ 本計画における「障がい」の表記について

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていましたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなったため、「害」の字が代わりに使用されるようになったとされています。

しかし、障害の「害」という漢字の表記は、「害悪」、「公害」など負のイメージがあることから、全国の都道府県や市町村で「害」を「がい」と表記する動きが広がっています。

本計画では、「障害者」という人を表す言葉は「障がいのある人」と表記し、「障害」は「障がい」と表記しています。ただし、法律名や法律で使用されている用語、関係団体（施設）名などは「障害」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町においては、令和3年3月に「まくべつ障がい者福祉プラン2021」を策定しました。「自立・社会参加・共生」を基本理念として、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活をしながら、生きがいを持って社会参加し、共生する社会の実現を目指して、障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化の進展やストレス社会の広がりの中で、近年では、8050問題や子育てと介護のダブルケアなどの家庭における課題が複雑化・複合化しており、障がいのある人の家庭においても、障がいの多様化や障がいのある人又は介護する家族の高齢化が一層進んでおります。こうしたことから、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくりや、就労支援、権利擁護、障がい児支援といった様々な課題への対応が急務となっています。

国は、改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、平成25年4月に「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」へと法の目的を改正施行し、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」を施行しました。同年8月には、発達障がい者の就労と教育支援の強化のために「発達障害者支援法」を一部改正し、平成30年4月には、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実を図るために障害者総合支援法を一部改正し、同じく障がいのある子どものニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援の拡充を図るために児童福祉法を一部改正しています。また、令和3年9月には、医療的ケアを必要とする児童とその保護者の日常生活と社会生活を社会全体で支えることを基本理念として、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を新たに施行しました。

このような背景のもと、現計画中の「第6期幕別町障がい福祉計画・第2期幕別町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって終了することから、新たに「第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画」を策定し、「まくべつ障がい者福祉プラン2021」を改訂します。

【主な障がい者関係施策の動向】

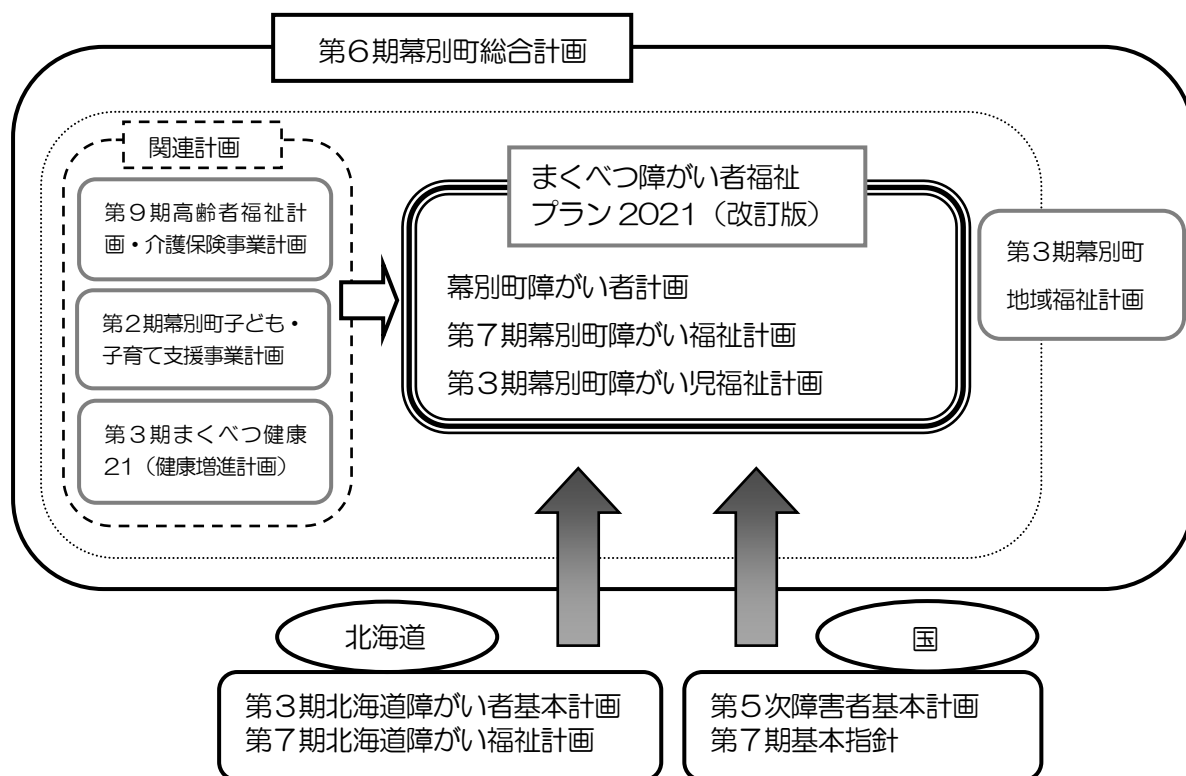
- 平成23年 8 月 「障害者基本法」改正～障がい者の定義の見直しなど
- 平成24年10月 「障害者虐待防止法」施行～虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
- 平成25年 4 月 「障害者総合支援法」施行～障がい者の定義に難病を追加など
「国による障害者就労施設からの物品の調達の推進に関する法律」施行
～障がい者就労施設からの物品の調達方針の作成や実績の公表など
- 平成26年 1 月 「障害者の権利に関する条約」の批准
- 平成27年 1 月 「難病の患者に対する医療に関する法律」施行
- 平成28年 4 月 「障害者差別解消法」施行
～障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
「障害者雇用促進法」改正
～雇用分野における差別的取扱の禁止や合理的配慮の提供義務など
- 平成28年 5 月 「成年後見制度利用促進法」改正
～成年後見制度の利用促進について、総合的かつ計画的に推進など
- 平成28年 8 月 「発達障害者支援法」改正～発達障がい者への支援は社会的障壁を除去するために行うという基本理念の追加など
- 平成30年 4 月 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正～生活支援、就労支援の充実など
- 令和 3 年 9 月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
～医療的ケア児とその家族の支援における、国・地方公共団体の責任と責務の明確化など
- 令和 4 年 5 月 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行
～障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策の総合的な推進など

2 計画の位置づけ

「まくべつ障がい者福祉プラン2021」は、幕別町の障がい者福祉施策の基本的な計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」である「幕別町障がい者計画」と、障害福祉サービスをどのくらいの人がどのくらいの量を必要とするかという具体的な数値目標を定める計画として、障害者総合支援法第88条に基づく国の基本指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」である「第7期幕別町障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく国の基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」である「第3期幕別町障がい児福祉計画」を一体のものとして構成する計画の総称となります。

本計画は、まちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」の施策を基本とし、地域福祉の指針である「第3期幕別町地域福祉計画」をはじめ関連計画と整合性が保たれた内容とします。

また、策定にあたって国の障害者基本計画や基本指針、北海道の「第3期北海道障がい者基本計画」とも整合性を図りながら、幕別町の障がい者福祉を計画的に推進していくものとします。



【市町村障害者計画】～障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害福祉計画】～障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第6項）

【障害児福祉計画】～児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。（第1項）

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。（第6項）

市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（第7項）

3 計画の期間

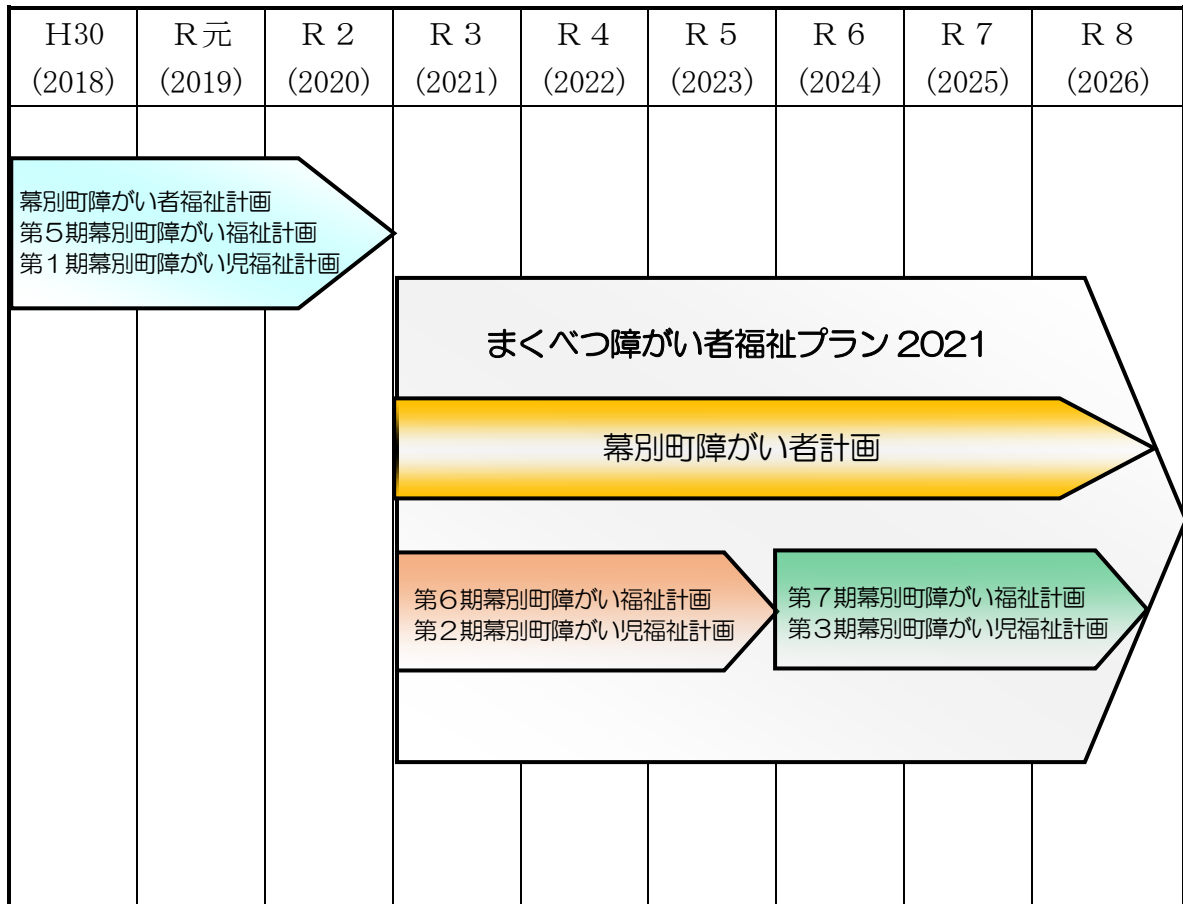
まくべつ障がい者福祉プラン2021の計画期間は、次のとおりです。

○幕別町障がい者計画 6年間

(令和3年4月から令和9年3月まで)

○第7期幕別町障がい福祉計画、第3期幕別町障がい児福祉計画 3年間

(令和6年4月から令和9年3月まで)



4 計画の性格

○ 障がい者計画

全ての障がいのある人に対する障がい者福祉事業の全般にわたる計画として、障がいのある人が自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、お互いに支えあうまちづくりを目指し、現計画の期間である令和3年度から令和8年度までの6年間で幕別町が進めていく障がい福祉施策の方向性や考え方を定める計画です。

○ 障がい福祉計画

国の定める基本指針に即して、年次ごとに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方、地域生活や一般就労への移行、数値目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

○ 障がい児福祉計画

平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、障がい福祉計画と同様に、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、年次ごとに指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な数値目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定める計画です。

○ 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的策定

3つの計画は、障がいのある人が地域の中で自立して生活でき（自立）、地域の一員として社会参加をし（社会参加）、地域全体が互いに支える（共生）まちづくりを理念としており、また、連携して事業を行っていく必要があることから、整合性を図りつつ調和が保たれたものとして一体的に策定するものであり、総称を「まくべつ障がい者福祉プラン2021」としています。

＝障がい者の定義＝

障害者基本法においては、「障害者」とは、身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい、その他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものとしています。

障害者総合支援法は、サービスなどの対象者は次のとおりとなっており、この計画でも次の対象者を含めた計画としています。

- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。発達障害・高次脳機能障害を含む。）
- ・ 児童福祉法に規定する障害児
- ・ 難病の人等

5 計画策定体制及び策定後の進行管理

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表、学識経験者、公募の町民をもって構成する「幕別町障害者福祉計画策定委員会」から答申を受け、策定したものです。

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態や障がいに対する地域の理解度や将来の希望を把握し、今後の障がい福祉施策に反映することを目的に、障がいのある人や支援を必要としている人（65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービスを利用している人）を対象にしたアンケートを行いました。

また、障がい者の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する関係者が障がい者への支援体制に関する課題の情報共有を図り、地域の実情に応じた障がい者への支援体制の整備を図ることを目的としている「幕別町自立支援協議会」における意見交換や、パブリックコメント（意見公募）を活用し、その意見を踏まえて策定しています。

なお、本計画を効率的・計画的に推進していくために、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル（「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」）を取り入れ、「幕別町障害者福祉計画策定委員会」で本計画の進捗状況を定期的に把握し、分析・評価の上、課題や改善点がある場合、必要に応じて計画を変更するとともに、次期計画策定に向けた検討を行います。

【障害者基本法第11条第6項】

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【障害者総合支援法第88条第7項】

市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【障害者総合支援法第88条の2】

市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

【児童福祉法第33条の20第8項】

市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【幕別町障害者福祉計画策定委員会条例第1条】

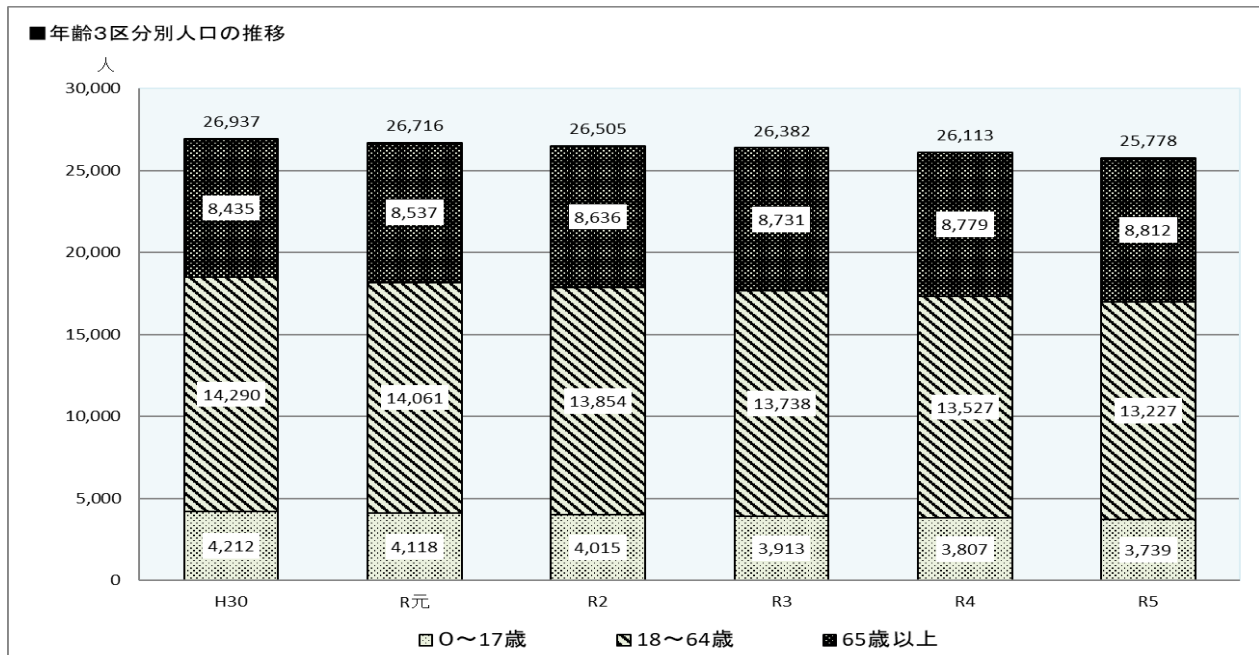
幕別町の障害者が可能な限り地域の中で、安心して暮らすことのできるまちづくりの指針となる幕別町障害者福祉計画の策定を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、幕別町障害者福祉計画策定委員会を置く。

第2章 障がいのある人を取りまく現状

1 人口及び世帯の状況

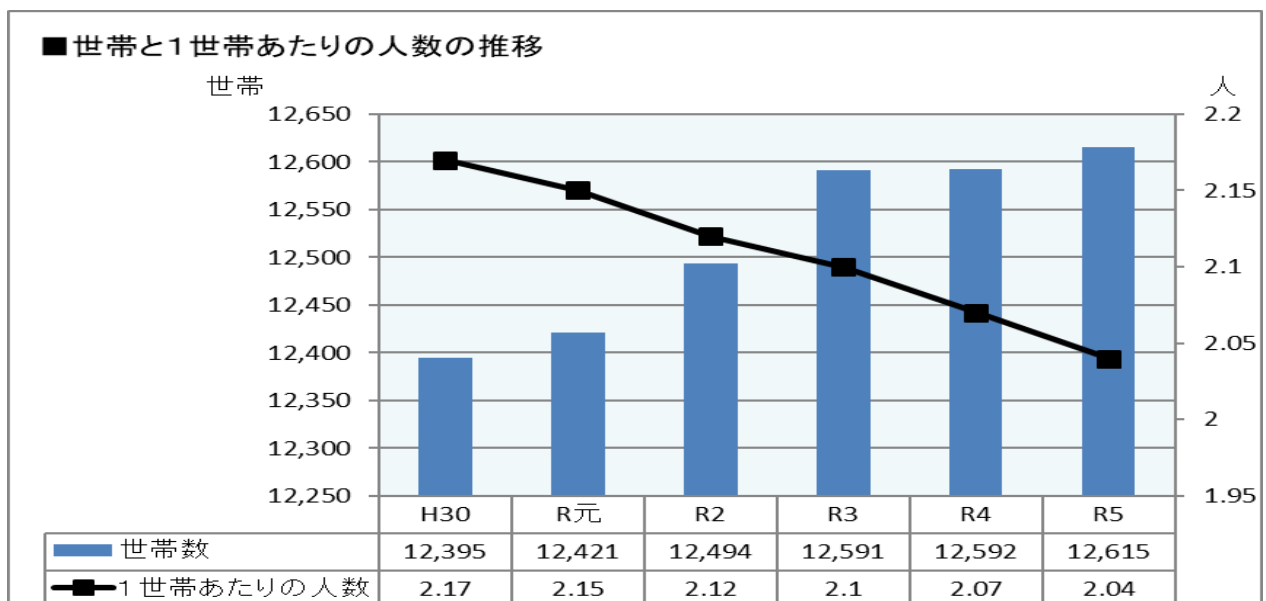
(1) 総人口の推移

令和5年3月31日現在での総人口は25,778人であり、近年の人口推移はやや減少傾向にあります。年齢階層別の状況では、65歳以上の人口が増加している一方、0～17歳、18～64歳の人口がともに減少し、少子高齢化が進行しています。



(2) 世帯の推移

人口がやや減少傾向にあるのに対し、世帯数は年々増加しているため、1世帯あたりの人数は減少が続いており、核家族化が進行しています。



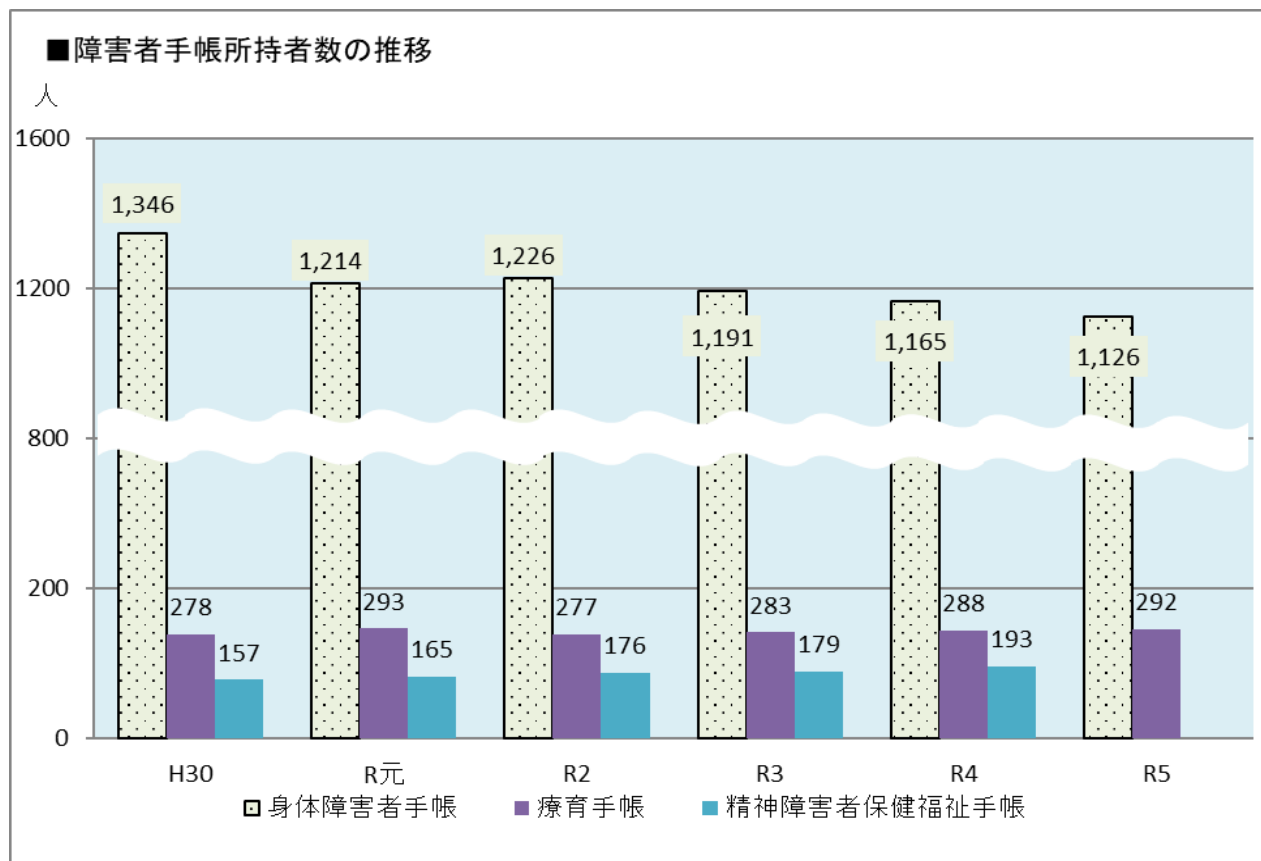
各資料：各年3月31日現在の住民基本台帳

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳保持者数の状況

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳保持者は1,126人、療育手帳保持者（知的障がい）は292人、精神障害者保健福祉手帳保持者は193人（令和4年3月31日現在）となっており、総人口25,778人（令和5年3月31日現在）に対する障害者手帳保持者の割合は約6.2%になります。

精神障害者保健福祉手帳の保持者数は年々増加しており、平成30年の157人から令和4年の193人とおよそ1.2倍に増えています。

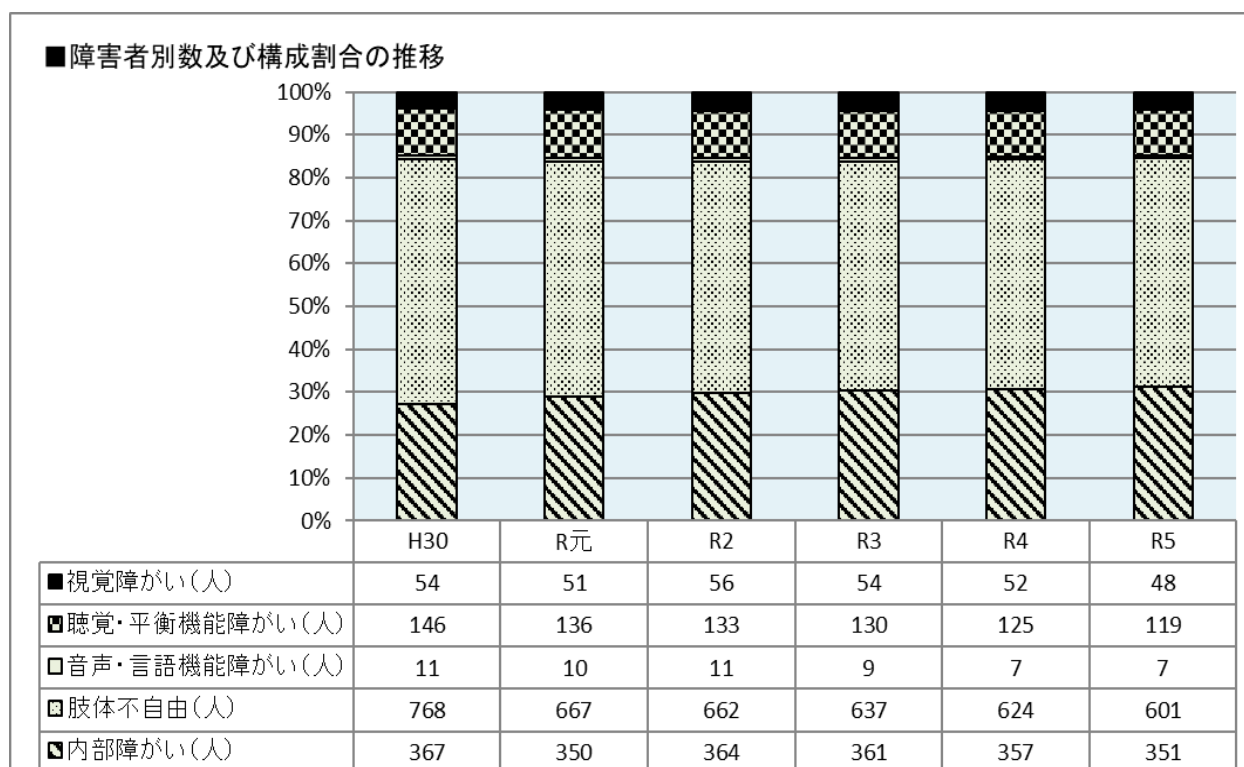


※精神障害者保健福祉手帳は、北海道から令和5年3月31日現在の数値が公表されていないため、データなし。

資料：各年3月31日現在の手帳保持者数～福祉課

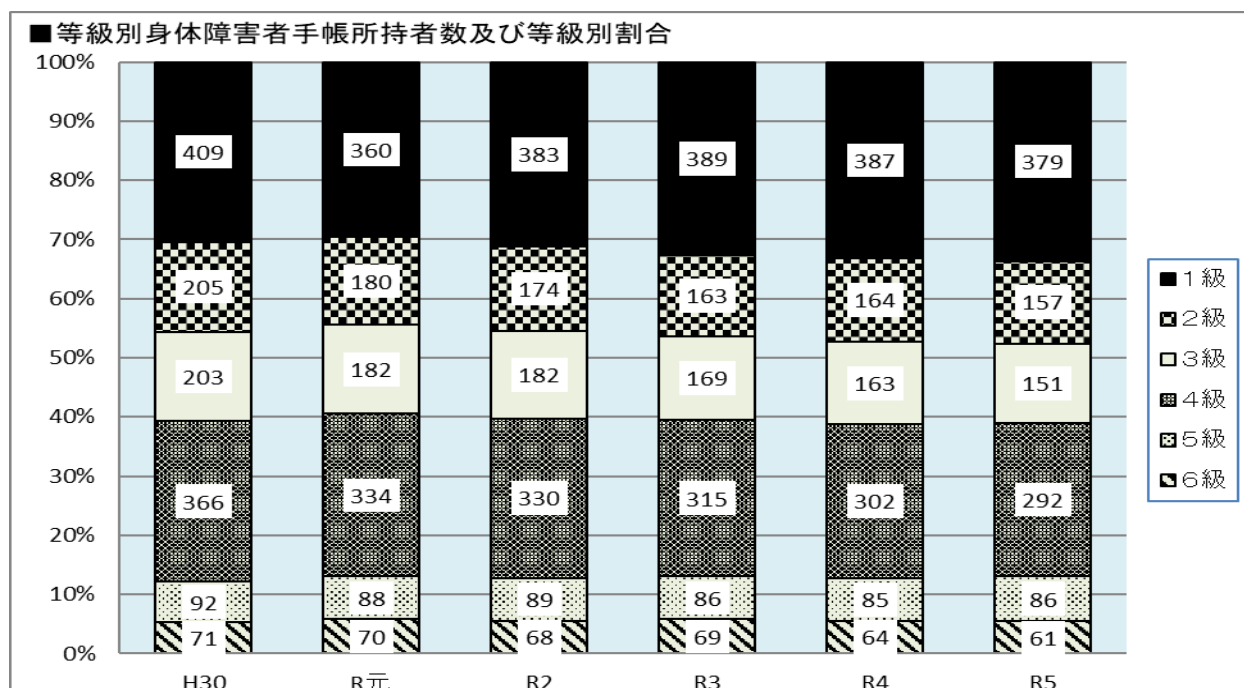
(2) 身体障がい者の状況

障がいの種別ごとの人数の推移を見ると、聴覚・平衡機能、肢体不自由は減少し、それ以外の障がい種別はほぼ横ばい傾向となっています。構成比では、肢体不自由と内部障がいの2つの種別が大きな割合を占めています。



資料：各年3月31日現在～福祉課

障がい等級別の人数の割合を見ると、各年により増減はありますが、減少傾向です。構成比では、1級と4級の割合が多いことがわかります。

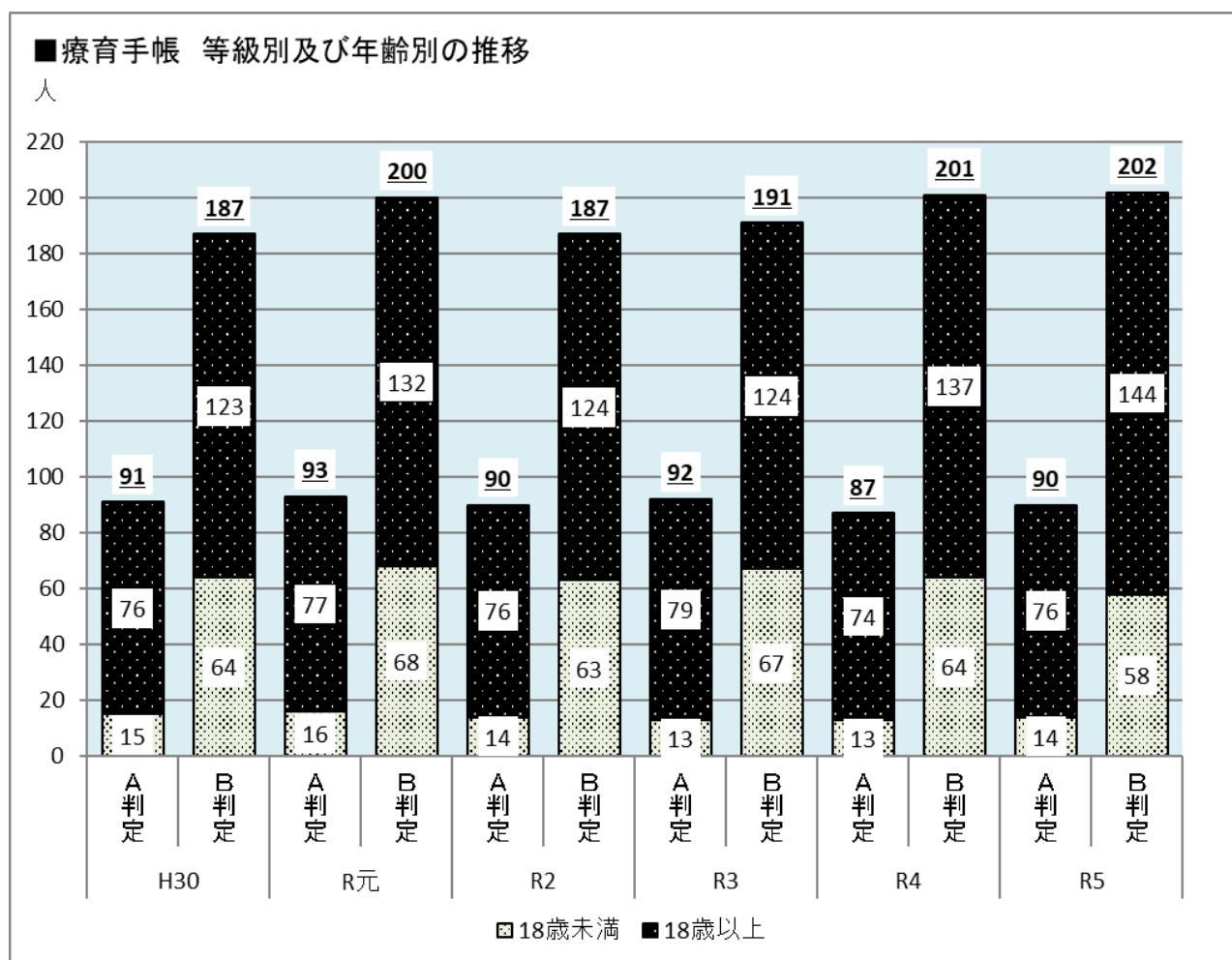


資料：各年3月31日現在～福祉課

(3) 知的障がい状況

療育手帳保持者の人数の推移を見ると、A判定は横ばい傾向ですが、B判定は年々増加しています。平成30年の187人から令和5年の202人と15人増加しています。構成比では、B判定が全体の約3分の2を占めています。

18歳以上、18歳未満の占める割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

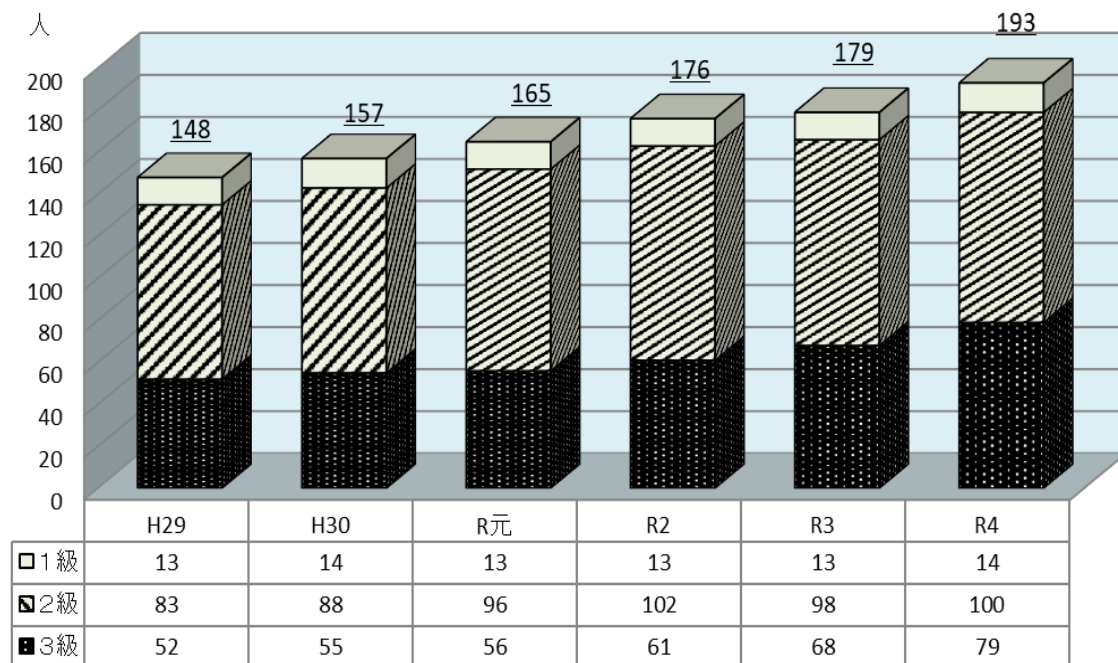


資料：各年3月31日現在～福祉課

(4) 精神障がい状況

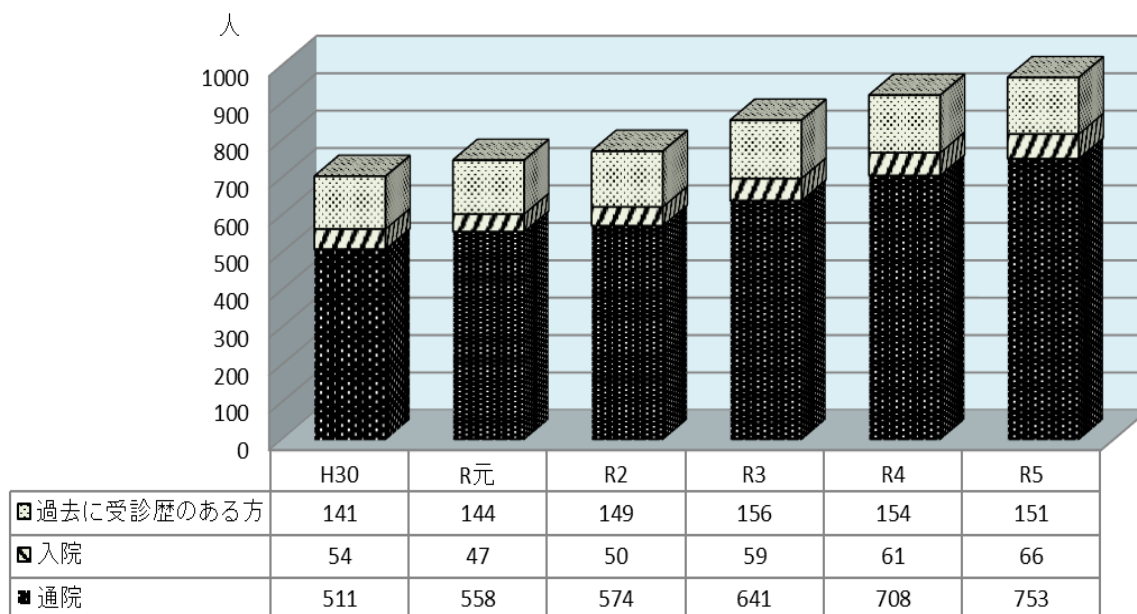
精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移を見ると、1級は横ばい傾向ですが、2級及び3級は増加しており、精神通院・入院医療受給者数も増加傾向にあります。手帳保持者数は平成29年と令和4年を比べると45人増えています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者等級別の推移



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局
令和5年3月31日分は未公表

■精神通院・入院医療受給者数の推移



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

(5) 特別支援学級児童生徒数の状況

小学校・中学校ともに全児童生徒数は減少していますが、特別支援学級在籍の児童生徒数は増加しています。その年度ごとの支援学級の在籍種別により学級数はほぼ横ばいとなっています。

通級学級の児童数は、令和元年度に大きく減少し、以降も減少を続けています。

■特別支援学級の状況（小学校）

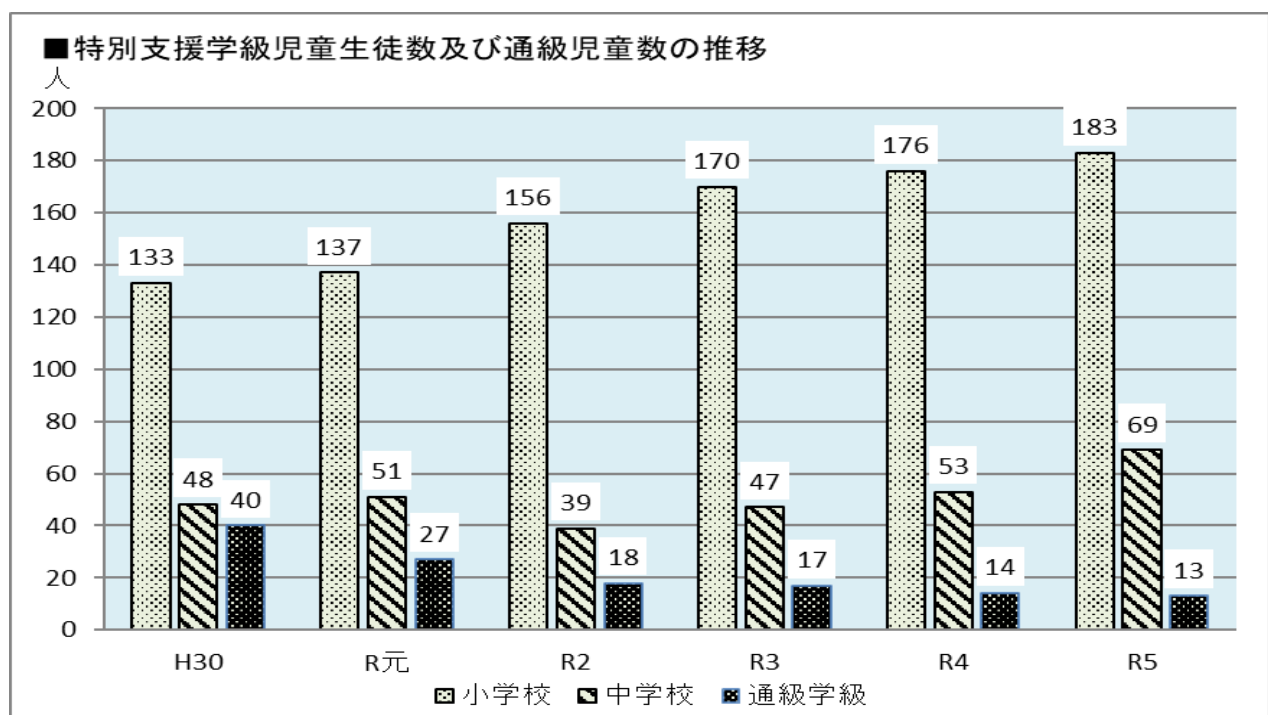
	H30	R元	R2	R3	R4	R5
設置校数（校）	7	7	7	7	8	8
学 級 数（級）	40	39	39	38	37	37
児 童 数（人）	133	138	156	170	176	183
全児童数（人）	1,423	1,398	1,382	1,379	1,365	1,323

■特別支援学級の状況（中学校）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5
設置校数（校）	5	4	5	5	5	5
学 級 数（級）	21	20	17	16	14	18
生 徒 数（人）	48	51	39	47	53	69
全生徒数（人）	755	725	722	693	684	688

■通級学級の状況（小学校）

	H30	R元	R2	R3	R4	R5
児 童 数（人）	40	27	18	17	14	13

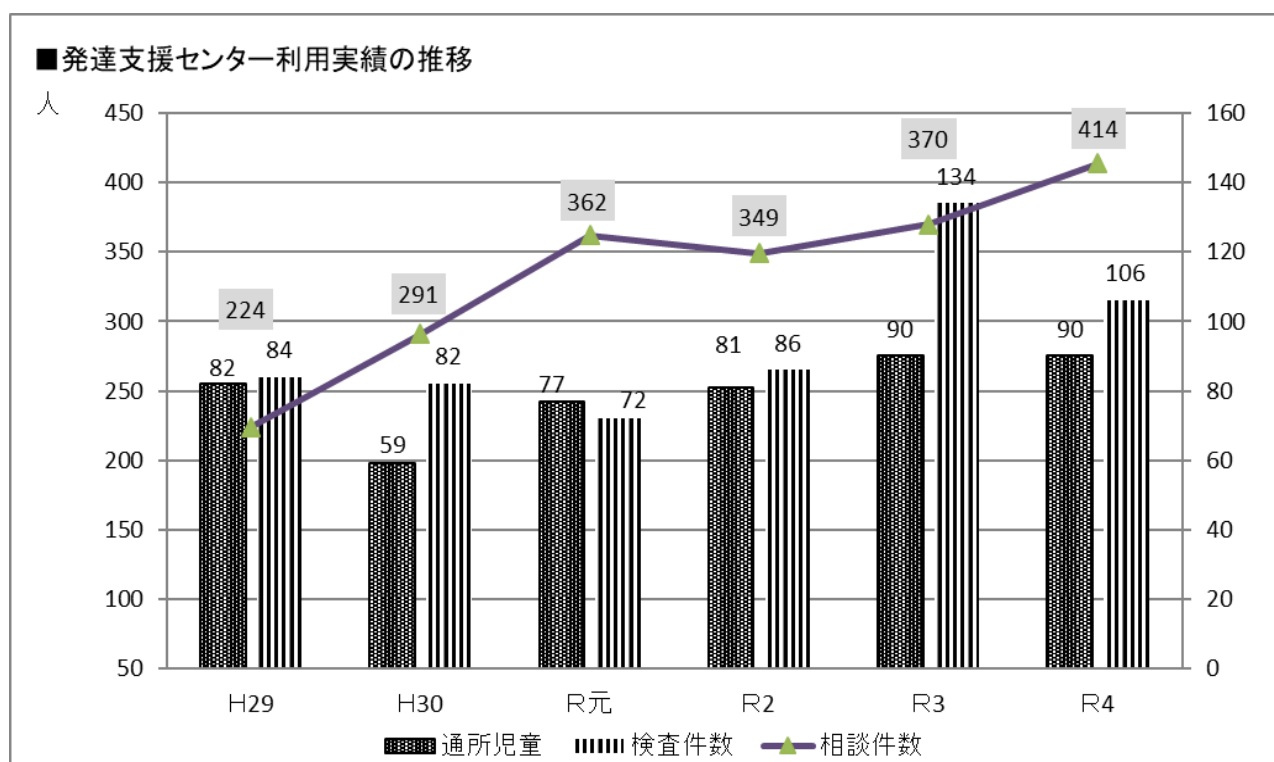


各資料：各年度5月1日現在～学校教育課

(6) 発達支援センターの利用状況

発達支援センターでは、平成28年4月から心理士、平成31年4月から発達支援コーディネーターを配置したことにより、保護者や保育所、学校に対しての専門的なアドバイスを行っています。年度により増減はありますが、令和4年度には相談件数が400件を超え、令和3年度には検査件数が最も多くなっています。

また、令和5年4月から児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問事業の事業所指定を受け、事業内容を拡充しています。



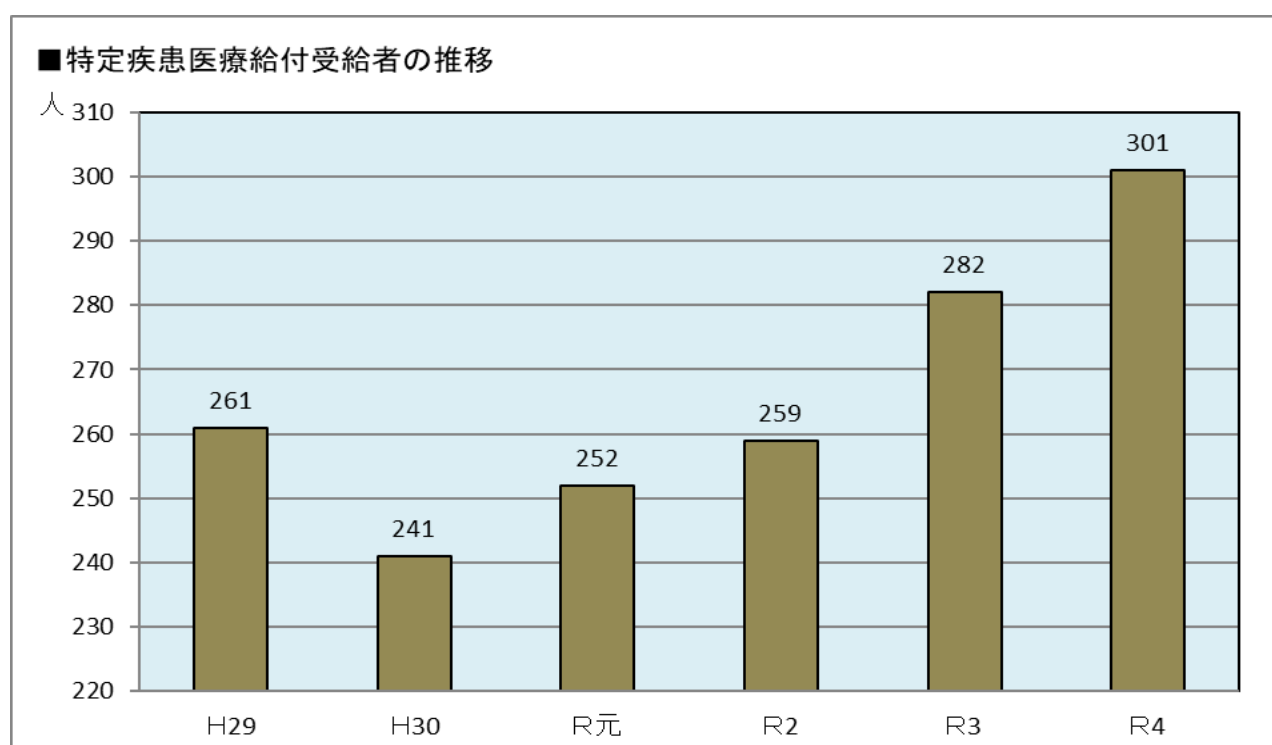
資料：各年度末現在～発達支援センター

(7) 難病の人（特定医療費（指定難病）受給者証保持者数）の状況

原因不明で治療法が未確立である疾病を難病といいます。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がいのある人の範囲に難病の人が加わりました。長期療養が必要で患者の負担が大きい難病に対する新しい医療費助成制度として、平成27年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象となる疾病が拡大され、現在338疾病が対象となっています。また、北海道では指定難病とならない疾病のうち国が定める5疾患、北海道が独自に定める4疾患を特定疾患治療研究事業の対象として、「特定疾患医療受給者証」を交付し独自の医療費助成を行っています。

町内に難病に対する医療費の助成を受けている人は、令和4年3月31日現在301人です。

また、障害福祉サービスの対象となる難病は、医療費助成制度の対象である338疾病に、障害者総合支援法独自の対象28疾病を加え、現在では、366疾病が対象となっています。



資料：各年3月31日現在～十勝総合振興局

令和5年3月31日分は未公表

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

障害者基本法で規定する基本的理念のとおり、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

また、第3期幕別町地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）の基本理念を「地域でともに支え合い健やかに安心して暮らせるまちづくり」と定めており、全ての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標としています。

このことを踏まえて、当計画では、障がいのある人が自立して暮らし、また地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、ともに支えあうまちづくりを目指して、「自立・社会参加・共生」を基本理念とします。

『自 立』

障がいのある人とその家族が、地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくり

『社会参加』

障がいのある人が、地域の一員として社会参加をしていき、生きがいをもって地域社会に貢献できるまちづくり

『共 生』

地域の住民が互いに協力し支えあい、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくり

2 SDG s を踏まえた計画の推進

SDG s（エス・ディ・ジーズ）は、持続できるというSustainable（サステナブル）のS、開発というDevelopment（ディベロップメント）のD、目標であるGoalの複数形Goals（ゴールズ）のGとsの略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされています。

このSDG sは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会の共通目標で、持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169のターゲット及び232の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。

我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指し、取組を進めています。

本町では、「まくべつ障がい者福祉プラン2021」の各種施策がSDG sの推進につながるものと考え、SDG sの視点を取り入れ、基本理念の実現と施策目標達成のために各種施策を推進します。



3 施策の体系

施策目標	施策
1 障がいへの理解と権利擁護	(1) 障がいへの理解、差別解消の促進 ・自立支援協議会定例会の開催 ・障がい者マークの周知 ・障がい理解の啓発     (2) 権利擁護の推進、虐待の防止 ・成年後見制度の周知及び事業の推進 ・障がい者虐待発生時の体制の構築       (3) 生涯学習、スポーツ文化振興の推進 ・障がい者スポーツ・文化の振興  
2 自立した生活支援の充実	(1) 障害福祉サービスの充実 ・居住系サービスの充実 ・訪問系及び日中活動系サービスの充実 ・難病の人へのサービスの周知 ・相談支援の充実     (2) 経済的自立への支援 ・交通費助成事業の継続と周知 ・割引・減免制度の事務の支援と周知      (3) 情報提供の充実 ・ガイドブックなどの充実 ・意思疎通支援の整備   

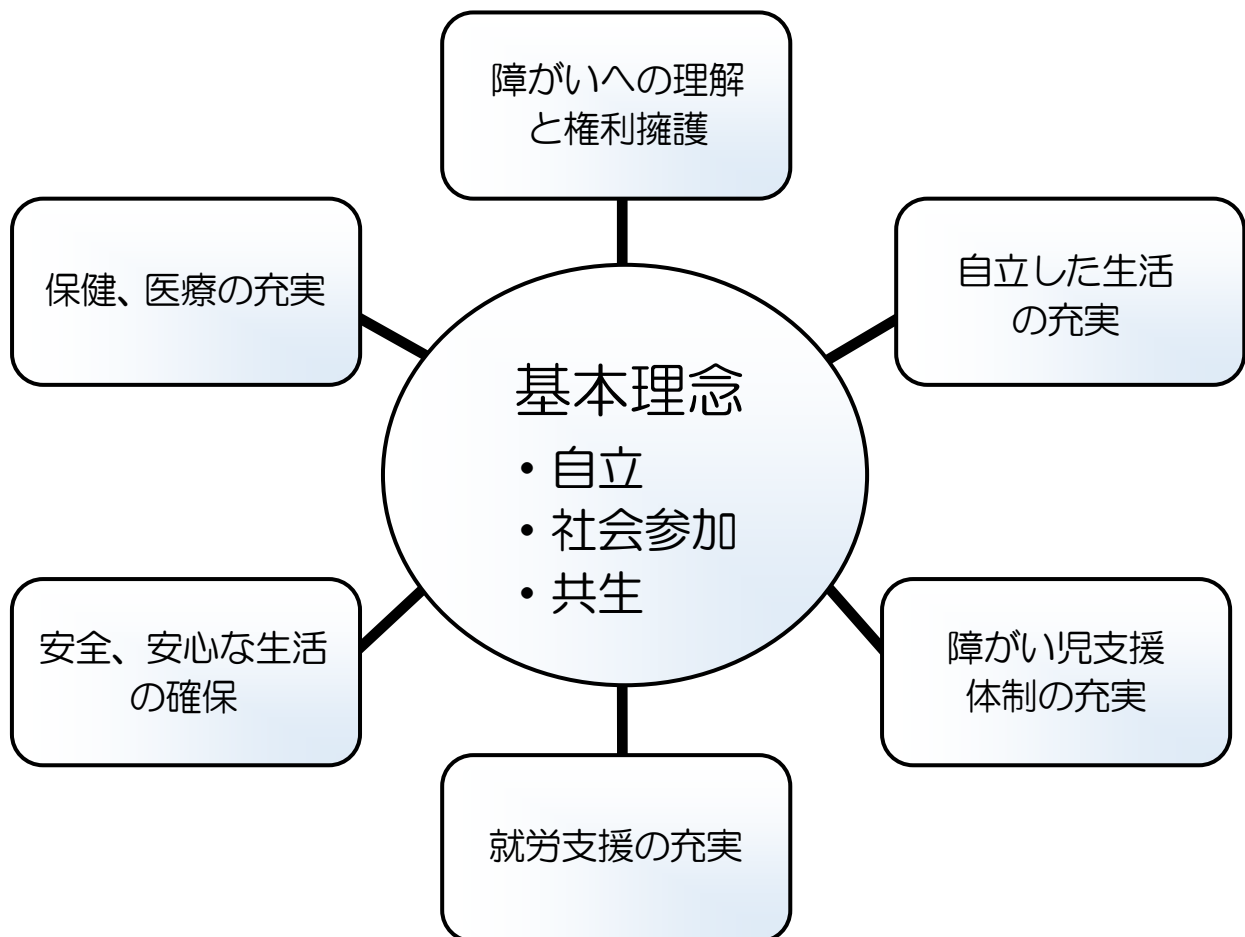
3 障がい児支援体制の充実	(1) 障がい児支援の充実 ・発達支援センターの機能充実 ・保護者支援の推進 ・児童発達支援・放課後等デイサービスの充実     (2) 発達支援システムの確立 ・自立支援協議会こども支援部会の充実 ・教育支援体制の充実 ・相談・指導体制の充実    
4 就労支援の充実	(1) 雇用、就業の推進 ・職場体験事業・チャレンジ雇用の実施 ・農福連携の推進     (2) 個々に応じた就労コーディネート体制の確立 ・関係機関との連携 ・新たなニーズの掘り起こし ・自立支援協議会就労支援部会の開催   
5 安全、安心な生活の確保	(1) 暮らしやすい環境の整備 ・安全・安心のまちづくりの推進 ・移動支援事業等の確保       (2) 防災、安全対策の充実 ・避難行動要支援者の支援体制の整備 ・ネット119番通報システムの普及   

6 保健、医療の充 実	(1) 保健、医療サービスの充実 • 自立支援医療の実施 • 医療費の助成 • 自立支援協議会医療的ケア児支援部会の開催 • 疾病の予防と早期発見 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に 
------------------------	--

1 計画の施策目標

本計画の基本理念である『自立・社会参加・共生』を実現するため、次の6項目を施策目標とします。

- ① 障がいへの理解と権利擁護
- ② 自立した生活の充実
- ③ 障がい児支援体制の充実
- ④ 就労支援の充実
- ⑤ 安全、安心な生活の確保
- ⑥ 保健、医療の充実



2 施策の体系

【施策目標】

障がいへの理解と権利擁護

自立した生活支援の充実

障がい児支援体制の充実

就労支援の充実

安全、安心な生活の確保

保健、医療の充実

【施策の内容】

- ・障がいへの理解、差別解消の促進
- ・権利擁護の推進、虐待の防止
- ・生涯学習、スポーツ文化振興の推進

- ・障害福祉サービスの充実
- ・経済的自立への支援
- ・情報提供の充実

- ・障がい児支援の充実
- ・発達支援システムの確立

- ・雇用、就業の推進
- ・個々に応じた就労コーディネート
の確立

- ・暮らしやすい環境の整備
- ・防災、安全対策の充実

- ・保健、医療サービスの充実

3 施策目標の達成のための方向性

(1) 障がいへの理解と権利擁護

現状と課題

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人を虐待や権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備や差別解消に向けた普及啓発が必要です。障がいの特性により、物事を判断する能力が十分でない場合、日常生活を送る上で様々な不利益を被ることがあります。障がいのある人が親亡き後も安心して生活をしていくために、障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除く「合理的配慮」の重要性について認識と理解を広めていくことが必要です。

そのために、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進していくことが求められています。

～アンケートの結果より～

半数以上の人々が「障がいがあることで、嫌な思いをしたことがある」と回答しています。

障がいや障がいのある人に対する合理的配慮の周知がまだまだ十分でないことに起因するものであり、障がい者、障がい児とともに同様の結果となっています。

また、多くの人が健康や病気の治療、今後の生活に不安、悩みを抱えて生活をしていると答えています。

施策の内容

町ではこれまでに、町内各所へのヘルプマークポスターの配布や広報紙での周知、自立支援協議会定例会での「合理的配慮」に関する講演会や勉強会などを開催してきました。これらの取組は継続していくことで効果が出てくるものであり、引き続き、障がいへの理解、権利擁護の推進に取り組みます。

① 障がいへの理解、差別解消の促進

【自立支援協議会定例会の開催】

自立支援協議会定例会において、差別解消や「合理的配慮」について学習会や講演会などを開催し、広く参加者を募り、参加者同士で話し合い、考える機会を設けます。また、障がいのある人を講師として招き、障がいのある人の声を直接聞き、交流ができる場を提供します。

【障がい者マークの周知】

障がいのある人が外出先で困っている際に、配慮や援助を受けやすくするためのヘルプマーク・ヘルプカードについては認知度が低いいため、様々な機会や媒体を用いて周知を行い、町民全体で助け合う社会の実現を目指します。

【障がい理解の啓発】

地域活動支援センターによる地域交流の開催や、小中学校で障がいの理解を促す授業や出前講座の実施など、住民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識の向上や将来の人材育成に努めます。

また、障がい福祉制度や障害者週間の周知、精神障がいに含まれる発達障がいや高次脳機能障がいに対する理解啓発を町広報紙やホームページで幅広く行います。

② 権利擁護の推進、虐待の防止

【成年後見制度の周知及び事業の推進】

判断能力が不十分な障がいのある人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に関する相談機関である幕別町社会福祉協議会が実施する幕別町成年後見サポートセンター「まくさぽ」の利用促進を行います。

また、町が実施できる町長申立制度（障がいにより本人が申し立てることができない、家族がいないなどの場合に本人に代わり居住地の首長が申し立てることができる制度）、成年後見制度利用支援事業（町長申立制度を利用した人のうち、審判請求の費用や後見人の報酬の支払いが難しい人に助成をする制度）について、必要な人への情報提供に努めます。

【障がい者虐待発生時の体制の構築】

障がい者虐待の防止啓発を行い、障がい者虐待が心配される場合は、迅速に関係機関と連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。また、地域生活支援拠点の設置に向け検討を進め、虐待が起きた時や緊急的に一時保護ができる場所の確保と仕組みづくりに努めます。

③ 生涯学習、スポーツ文化振興の推進

【障がい者スポーツ・文化の振興】

町教育委員会やスポーツ関係団体との連携、民間事業者の活用により、障がいのある人と障がいのない人が一緒にスポーツを楽しめる機会を作り、障がい者スポーツへの理解促進を図るとともに、共生社会の実現につながるように努めます。

また、関係団体と連携しながら、芸術文化講座の開催支援や障がいのある人が創作した作品の展示、発表できる機会の創出に努め、障がいのある人の活動意欲の向上に繋がります。

(2) 自立した生活支援の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービスの充実に努めていますが、各サービスを提供する事業所は地域により偏りがあり、また、送迎がないことも多く、必要な人が利用する際の障壁となっています。さらに年々、利用希望者の増加と相談内容や必要とするニーズが多様化していますが、そのニーズに対応できる相談支援体制を整備していく必要があります。

また、障がいのある人の中には、就労による所得を得ることが困難な人や、通院・通所により経済的負担が重くかかっている人も少なくありません。地域の中で安定した生活をしていくために、経済的な支援が必要です。

障害者手帳交付時に福祉制度のガイドである「みんなのふくし」を同封していますが、相談支援、障害福祉サービス、経済的支援について、町の窓口での説明や広報紙、ホームページを活用して、積極的に発信を行う必要があります。

また、相談内容が複雑化、多様化している中で、専門知識を持った相談支援専門員の質の向上とその存在の周知が重要です。

～アンケートの結果より～

18歳以上の障がいのある人に対して日常生活で介助や介護をしている人は、父母、祖父母、兄弟、配偶者といった家族が多く、その中でも60歳以上の支援者が約半数となりました。自立と親亡き後の不安を解消していくためのサービスの確保や支援を行っていく必要があります。

また、障がいがあることで発生する費用負担として、「医療に係る自己負担」や「通院や通所のための交通費」とする回答が多く、今後も自立支援医療の周知や交通費助成による支援を継続していく必要があります。

施策の内容

町では、これまでに「みんなのふくし」を必要に応じて見直し、広報紙やホームページにおいても情報提供に努めています。また、必要な人が必要な量を使える障害福祉サービスの提供と地域生活支援事業に努めています。今後も一人ひとりの状況に応じて、本人を含めた関係者と連携をとりながら必要なサービス量の確保に努めます。

① 障害福祉サービスの充実

【居住系サービスの充実】

一人暮らしが困難な人や家族または支援者が家を不在にすることで自宅での生活が困難になる人もおり、安心して生活できる居住の場の確保が必要です。また、施設や病院から地域移行する人もいます。グループホームや短期間のショートステイ先を確保するとともに、そこで安心して生活が続けていけるよう、地域定着支援体制の整備を進めます。

【訪問系及び日中活動系サービスの充実】

地域で暮らしている障がいのある人には、週に何回かの家事や身体介護の支援により自立して生活していける人も少なくありません。今後も必要な支援を行えるよう、必要な供給量の確保に努めます。

また、社会参加のために創作的活動や生産活動の機会を提供できる場所の確保に努めます。

【難病の人へのサービスの周知】

難病の人でも障がい者として位置付けがされており、障がいのある人と同様にその症状に合わせた必要なサービスを受けることができます。難病の人が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な情報の発信を行い、必要なサービス提供に努めます。

【相談支援の充実】

障がいのある人やその家族に対しての相談窓口として、基幹相談支援センターや相談事業所、身体・知的障害者相談員を配置し、相談体制を整えていますが、相談内容の複雑化、多様化が進んでおり、それら全てに対応するためには相談支援員の知識や資質の向上はかせません。自立支援協議会相談支援部会を中心に今後も情報共有や研修を重ね、相談支援員のスキルアップを図ります。

また、アンケート結果では、「どこに相談したらよいかわからない。」という声もあったことから相談窓口の周知についても引き続き強化します。

② 経済的自立への支援

【交通費助成事業の継続と周知】

障がいのある人が、機能回復訓練や日常生活訓練を行うための施設に通う交通費、人工透析や難病及び特定疾患の治療のために医療機関に通う交通費を引き続き助成するとともに、制度の周知に努めます。

【手当・割引・減免制度の周知】

各種福祉手当、生活福祉資金貸付事業、施設利用料減免、有料道路通行料割引やNHK放送受信料の減免等の制度の周知に努めます。

③ 情報提供の充実

【ガイドブックなどの充実】

町の「みんなのふくし」の内容を必要に応じて見直し、障がいのある人が利用しやすいものにします。また、わかりやすいホームページとなるよう更新することのほか、広く市民に情報提供できるようSNSの活用にも努めます。

【意思疎通支援の整備】

聴覚や視覚に障がいのある人が、外出先で必要な意思疎通ができ、必要な情報を得られるように、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣体制の強化に努めるほか、支援者を育成するため、近隣市町村や北海道とも連携し、養成研修の実施について周知に努めます。

(3) 障がい児支援体制の充実

現状と課題

人口減少、少子化が進む中、発達支援センターや障害児通所支援事業所の利用者は増え、小中学校における特別支援学級在籍児童生徒も年々増加しています。

町では、平成23年12月に策定した「幕別町発達支援システム」に基づき、平成24年4月に発達支援センターを設置し、発達の遅れのある子の早期発見、早期療育に取り組んできました。令和5年4月からは、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問事業の指定を受け、12歳までを対象に療育を行っています。

支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に寄り添いながら多様化するニーズを踏まえ、今後とも関係機関の連携のもと、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。また、保護者の様々な悩みや不安を解消するため、家族支援体制の充実も必要です。

～アンケートの結果より～

保護者が望んでいる支援は、「相談・情報提供」、「経済的支援」、「心身のリフレッシュ」の順番で高い結果となりました。積極的な情報発信や保護者が支援や介護から離れて休める機会の確保が求められています。

小学校・中学校教育の連携充実を求める回答も多くあり、小中一貫教育の推進により小中学校の連携や支援の継続性を図る取組が必要です。

施策の内容

町では、支援を必要とする子どもが将来にわたってそれぞれのライフステージで適切な支援を受けられるようこれまでの支援内容や関係機関を一つにファイリングできるサポートファイル「まっく・りんぐ」を導入したほか、町内小中学校への特別支援教育支援員の配置を積極的に進めてきました。今後は、発達支援センターの機能拡充や、関係機関の子どもに対する悩みを共有し解決策を協議する自立支援協議会こども支援部会におけるケース会議の開催を積極的に行います。

① 障がい児支援の充実

【発達支援センターの機能充実】

障がいや発達の遅れのある子の家族、関係機関からの発達・療育に関わる相談、調整窓口としての機能、保育所、幼稚園、小中学校の巡回発達相談により集団生活場面における困り感を把握し、早期の相談や療育につなげ、作業療法士、言語聴覚士、心理士による専門的なアドバイスや療育の実施に努めます。

さらに、忠類地域での療育の実施をはじめ、様々なニーズに応えられる体制整備に努めます。

【保護者支援の推進】

子どもと一番身近に接する保護者への支援として、家庭でのアドバイスやペアレントトレーニングの導入を推進します。

【児童発達支援・放課後等デイサービスの充実】

町内に児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所がありますが、利用のニーズが高まっている現状や利用者数が増えていることを踏まえ、受け皿の確保に努めます。

また、就学前及び学齢期の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練や支援を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、療育の場や放課後の居場所を確保します。

② 発達支援システムの確立

【自立支援協議会こども支援部会の充実】

保健、福祉、保育、教育等で組織する自立支援協議会こども支援部会において、子どもの発達に対する研修や現場の課題を共有、解決に向けた協議をする場を設けるほか、子どもに関わる支援機関の相談や悩みについて、必要に応じてケース会議を開催し、様々な事案へ迅速な対応ができる体制整備に努めます。

【教育支援体制の充実】

児童生徒の就学判定を行う教育支援委員会では、保育所や幼稚園への訪問を実施し、日常の支援や就学に向けた助言等を行うとともに、就学時健診における就学相談を通して、子どもの実態に即した就学指導に努めます。

また、このほかに特別支援教育支援員の配置や言語通級指導教室の設置を通して、障がいに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を図ります。

【相談・指導体制の充実】

乳幼児健診、発達相談等を通して、早期発見・早期療育を促し発達に応じた支援と療育を進めます。また、障がいのある児童に対する保育の実施には、適切に支援できるよう体制整備に努めます。

適切で切れ目のない一貫した支援を行うため、支援内容や医療、福祉サービスの記録、関った支援機関の個別支援計画を一元的に管理し、引き継ぐためのサポートファイル「まっく・りんぐ」の普及及び活用を促進します。

(4) 就労支援の充実

現状と課題

国は、障がいのある人が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、法定雇用率は民間事業者で2.3%、国・地方公共団体で2.6%と定められています。障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。また、障がいのある人の個々の特性、能力に応じた就労のコーディネートが必要となっています。

自立支援協議会就労支援部会が中心となって、企業と障がいのある人や支援者の情報交換の場を設けたり、農福連携の取組も少しずつ広がりを見せています。引き続き、地域の企業や農業者と障がいのある人がお互いを知り、理解するためにこの取組の輪を拡大し、雇用の場の確保につながるような取組の推進が求められています。

～アンケートの結果より～

アンケート結果では、現在働いていない人のうち、働きたいと考えている人はおよそ3分の1でした。就労への意欲を高め不安を減らすための支援や施策が必要です。また、職場内での障がいに対する配慮が必要であることから、企業と連携した職場体験事業や、就労後も相談できる体制の確保、企業側に理解を深めてもらう取組が必要です。

施策の内容

町では、平成31年4月に就労支援コーディネーターを配置し、職場体験事業やチャレンジ雇用を活用しながら個々に応じた就労支援を行ってきました。今後は、各事業をより効果的に活用できるような仕組みを検討し、これまで障がいがありながらも障害福祉サービスへの関わりがなかった人たちの掘り起こしを進めます。

① 雇用、就業の推進

【職場体験事業・チャレンジ雇用の実施】

一般就労を希望する障がいのある人に、職場体験事業やチャレンジ雇用事業において就労の機会を提供し、関係機関と連携しながら就労に繋げるための支援を実施します。

【農福連携の推進】

障がいのある人が農業に携わることにより、自信や生きがいを創出し社会参画を実現する取組である「農福連携」を推進するため、町農林課をはじめとする関係機関と連携を図りながら、農業者や福祉事業所が情報交換する場を確保するとともに、マッチングの仕組みづくりに取り組みます。

② 個々に応じた就労コーディネート の 確立

【関係機関との連携】

一般就労を希望する人に対し、個々のニーズや特性に応じた就労先の調整、就労後の課題解決や就労継続のための支援、就労の機会の拡大のための企業開拓などを関係機関と連携し実施します。

【新たなニーズの掘り起こし】

就労や障害福祉サービスを利用していない人の掘り起こしと、その人の課題解決と就労への支援について、自立支援協議会や重層的支援事業を活用しながら関係機関と連携し取り組みます。

【自立支援協議会就労支援部会の開催】

就労に係る地域の問題や、各機関で抱える課題やケースを共有し、個々に応じた解決策を協議します。また、就労支援事業所における取組や支援の質を評価する手法について検討し、全体的な質の向上を図ります。このほか、企業が障がいのある人の雇用に関する不安解消や受入態勢の構築、就労後の必要な支援に関する情報提供、企業と障がいのある人や支援者の情報共有の場を確保し、障がい者雇用の理解促進に努めます。

(5) 安全、安心な生活の確保

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅や道路などを利用しやすいことが重要です。住宅や公共施設においては、手すりの設置や建物内外の段差解消、スロープの設置などにより、バリアフリーに配慮した住環境の整備が進んでいます。しかしながら、自由な外出を妨げる要因はまだまだ多くあり、一層のバリアフリー化の促進が必要です。

また、近年は道内でも毎年のように災害に見舞われ、台風による水害や大型地震がいつ発生してもおかしくはない状況となっています。障がいのある人の中には、一人で避難することが困難な人や判断をするのが難しい人がいます。総合的な防災対策を講じることはもちろんのこと、災害時の避難、救出、救護体制を確立することが重要です。

～アンケートの結果より～

外出先で困ったり、不便に感じることをして、移動手段の確保やバリアフリーが進んでいないなどの障がい者に配慮した設備が不十分であるという回答が多くありました。バリアフリーの推進はもとより、障がいの特性により様々な配慮が必要になることから、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを積極的に取り入れていくことが必要です。

災害に関わる設問では、一人で避難が難しいと回答した人が20%以上おり、また、災害時にあっては、医療体制の確保、情報が伝わってこない、障がい者が利用できる施設・避難所におけるコミュニケーション、プライバシーの確保など、どの選択肢にも多くの人が不安を抱えていると答えています。災害時における対応を事前に周知しておくことも必要です。

施策の内容

町では、これまで障がいのある人が安心して外出や社会参加をしやすいするため、公共施設や町の主要施設へのユニバーサルトイレの設置やバリアフリー化を行ってきました。また、令和3年度からは全世帯に防災行政無線の戸別受信機を配布したほか、防災LINEやSNSを通じて、災害の発生や避難に関する情報等を迅速に発信できる体制を整えています。このことにより、障がいのある人も災害や緊急時の情報を取得できる手段が増えました。

防災、安全対策の取組としては、幕別町地域防災計画において、高齢者や障がいのある人などの要配慮者への対策を図るために必要な事項を定め、自力で避難することが困難な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や町内会、民生委員などの関係者と情報共有し、個々の状態に合わせて避難体制を事前に確保するための個別避難計画の作成を進め、災害が起きた際に迅速な避難や安否確認ができる環境整備を進めます。

① 暮らしやすい環境の整備

【安全・安心のまちづくりの推進】

公営住宅や公共施設の新設や改修の際には、出入口、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備に努め、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れ、安全に安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、障がいのある人が生活するために必要な点字誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消など地域で安心して暮らしていくことができる環境整備を進めます。

【移動支援事業等の確保】

障がいのある人が円滑な外出ができるように、ヘルパーの派遣による外出の支援をする移動支援事業や車両輸送による福祉有償運送事業など必要な供給量や移動手段の確保に努めます。

② 防災、安全対策の充実

【避難行動要支援者の支援体制の整備】

民生委員や関係機関と連携して、日頃から自力避難が困難な人（要支援者）の把握や見守りに努めるとともに、地域で支えていく体制の構築を進め、要支援者の個別避難計画の策定に取り組みます。

また、避難所での受入れ態勢については、障がいの特性に応じた配慮を行うために、必要な知識の普及啓発を図ります。

【ネット119番通報システムの普及】

電話により通報が困難な人に対し、インターネットを活用し通報が可能なネット119番通報システムや緊急通報システム、救急医療情報キットの周知及び普及に努めます。

(6) 保健、医療の充実

現状と課題

保健・医療の分野において、障がいのある人は一般的な医療に加えて、障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度、医療費助成制度があり、これらの制度は障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。障がいのある人や難病の人が、地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制を整備していくことが必要です。

～アンケートの結果より～

現在の悩み事、心配事として「健康や治療に関すること」が最も多く挙げられました。難病（特定疾患）の認定を受けている人も含め、障がいのある人の中には、一般的な医療に加えて、度重なる通院が必要な人も多くいます。症状の軽減・除去以外にも、発生予防も含め経済的負担が大きくなっています。様々な制度を活用した医療費の負担軽減が求められています。

施策の内容

町では、これまで自立支援医療（更正医療・育成医療）の実施により医療費の給付を行ってきました。今後は、自立支援医療の継続はもとより、自立支援協議会医療的ケア児支援部会の活動により医療的ケアを必要とする子どもが地域で生活できる支援のあり方の検討を行います。

① 保健、医療サービスの充実

【自立支援医療の実施】

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療費（更正医療・育成医療）を給付します。また、精神通院医療費の給付制度の周知に努めます。

【医療費の助成】

重い障がいのある人の経済的負担軽減のための重度心身障がい者医療費助成や、難病の人への医療費助成に関する情報提供や周知に努めます。

【自立支援協議会医療的ケア児支援部会の開催】

医療的ケアを必要とする重度の障がいのある子どもへの支援の充実を図り、それぞれのケースによる支援のあり方や手立てについて協議するため、自立支援協議会医療的ケア児支援部会を開催します。

【疾病の予防と早期発見】

健康相談・健康教育の機会を通じて、障がいの原因となる疾病の予防に関する知識の普及啓発に努めます。また、障がいの原因となり得る生活習慣病の予防・早期発見対策として、健康診査や各種検診の受診率の向上を図ります。

第5章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方

【第7期幕別町障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）】

【第3期幕別町障がい児福祉計画（市町村障害児福祉計画）】

1 計画の基本的な考え方

(1) 「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念

国の「基本指針」では、市町村及び都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

- 1 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

(2) サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がいのある人などに日中活動系サービスの保障
- 3 グループホームなどの充実を図り、地域生活支援拠点の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がいのある人に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むため、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、自立支援協議会相談支援部会及びこども支援部会を活用し、関係機関が連携することで、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図ります。

発達障がいにおける相談体制の充実と支援体制を確保すべく、発達支援センターにおける発達検査の実施や療育活動を引き続き行っていくほか、学齢期の児童生徒にはスクールカウンセラーの活用を積極的に行います。

さらに、ペアレントトレーニングを実施し、家族への支援体制の確保を行います。

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、保健・医療・福祉・教育・就労の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から中学校あるいは高校を卒業まで一貫した切れ目のない効果的な支援を提供する体制の構築を進めます。

教育分野との連携により、就学前からの教育相談や18歳未満の支援が必要な人について、自立支援協議会こども支援部会でのケース検討会議で適切な時期に必要な協議が行われる体制整備を図ります。

また、児童発達支援センターは圏域に1か所設置されており、本町にはありませんが、関係機関の連携の下、発達支援センターをそれに代わる地域の中核的な支援機能を有する機関として体制整備を進めます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

第6章 障がい福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

【第7期幕別町障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）】

1 成果目標

施設入所者が地域生活への移行を目指せるよう、切れ目のない支援の実現のために、関係機関と連携しながらそれぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があります。

また、一般就労を希望する障がいのある人に、企業で働く機会を拡大するための支援を行っていく必要があります。

これらの「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和8（2026）年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況及び令和5年度に実施した障がい福祉計画策定に関するアンケートの結果を踏まえ設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針の主旨】

- ・令和8年度末時点において、令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活（グループホームや一般住宅）に移行する。
- ・令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減する。

町の現状と課題・成果目標

令和4年度末現在の福祉施設入所者数は、53人です。

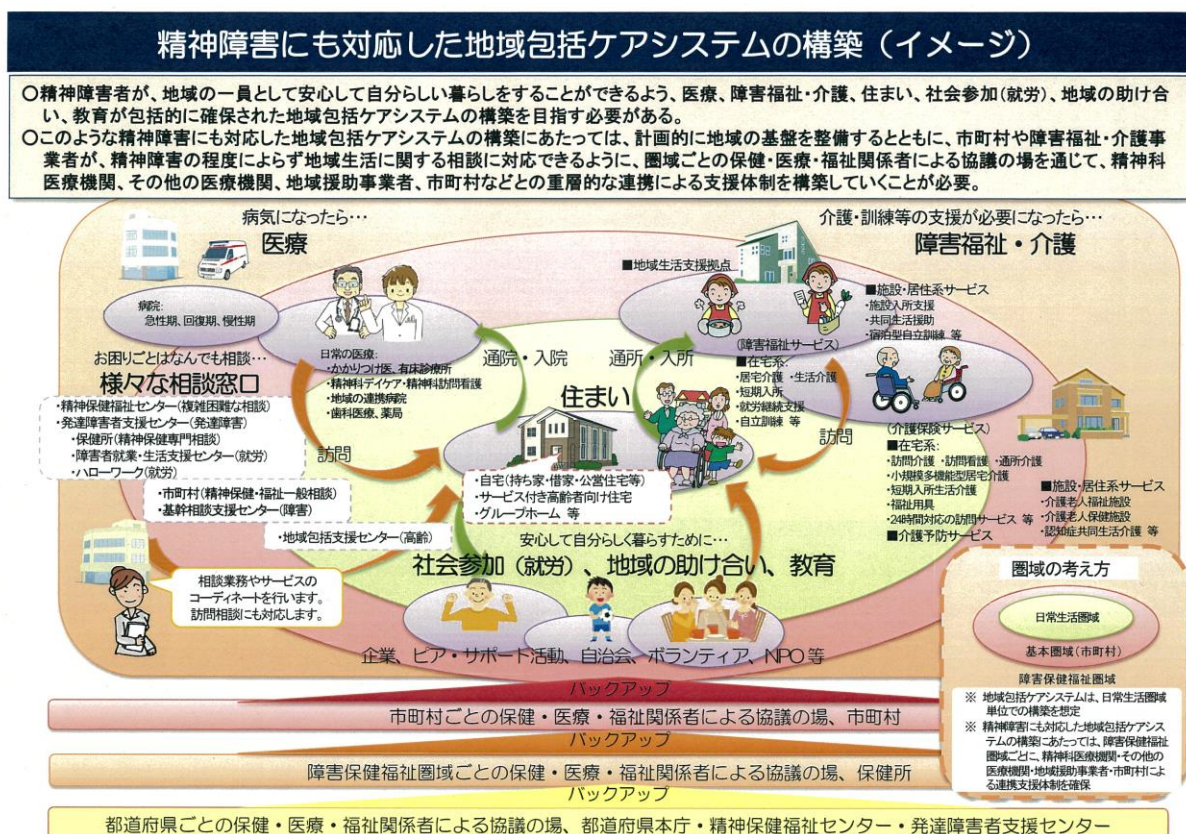
国の基本指針によれば、令和8年度末までに6%以上が地域生活へ移行し、入所者数を5%以上減少することとしています。町においては、実績と実情を踏まえて、地域生活への移行を7.5%、入所者数を5.7%減少することを目指し、地域生活への移行の取組を進めます。

項目	6期目標・実績				7期目標	
	目標	R3	R4	R5 見込値		
施設入所者数	57人	54人	53人	53人	50人	令和4年度から5.7%減
地域生活移行 者数	4人	0人	1人	0人	4人	令和4年度施設入所者から 7.5%が移行
新たな施設入 所支援利用者	3人	1人	3人	0人	3人	見込値

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針の主旨】

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進のため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。



資料：厚生労働省ホームページより

町の現状と課題・成果目標

福祉課、保健課、相談支援事業所、民生委員等が連携し、精神障がい者への支援を行っています。

自立支援協議会相談支援部会を中心に、個々の状態に合わせた課題や支援方針を協議する場を設けています。

また、令和5年度から実施した重層的支援事業により、精神障がい者だけではなく、その家族や支援者の課題に対し、包括的な支援を行っているほか、ひきこもり状態により、相談やサービスに繋がっていない人のアウトリーチにも取り組み、関係機関が連携した支援体制を目指します。

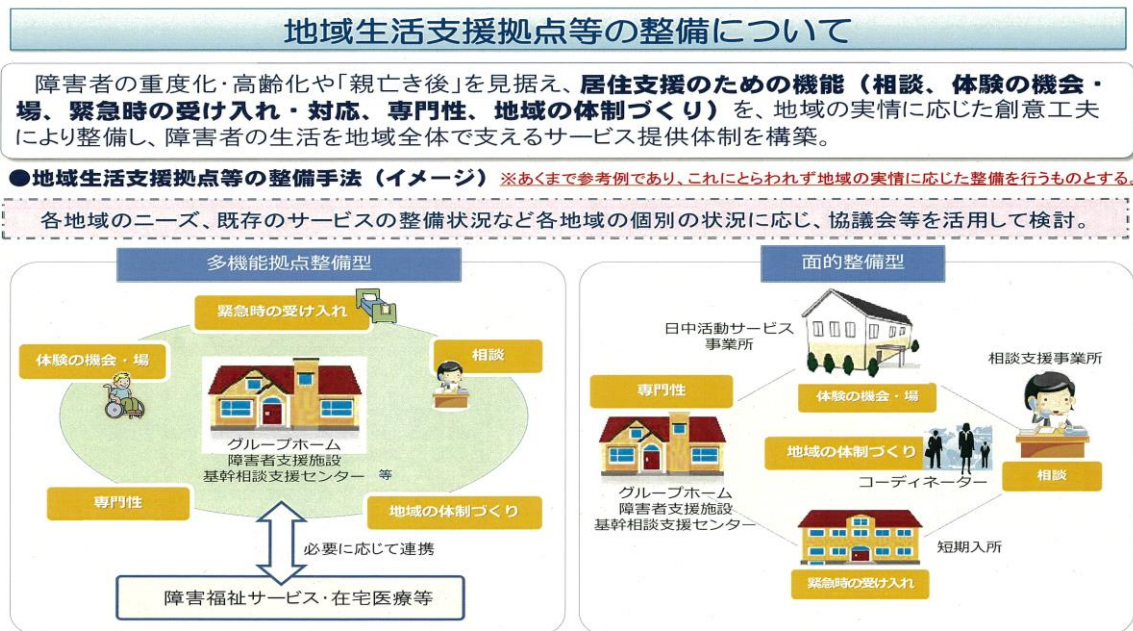
項目	6期目標・実績		7期目標
	目標	実績	
上記協議の場の開催回数	1回	1回	1回
上記協議の場の参加者数	11人	13人	13人
上記協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回	1回

項目	6期目標・実績				7期目標
	目標	R 3	R 4	R 5 見込値	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	0人	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	4人	5人	2人	2人	4人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30人	40人	35人	33人	30人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	0人	20人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（新規）	-	-	-	-	1人

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針の主旨】

- ・障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活を充実させるため、地域生活支援拠点を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点の機能を担う障害福祉サービス事業所の担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を行い、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
- ・強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実を図るため、その状況やニーズを把握し、関係機関が連携して支援体制を整備する。



資料：厚生労働省ホームページより

地域生活支援拠点の整備にあたって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立など）
- 体験の機会や場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性、対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

町の現状と課題・成果目標

十勝においては、共同設置を含め3か所が整備済みであり、本町においては、令和5年4月に東部十勝4町で共同設置しました。

機能の充実のために、コーディネーターの配置や緊急時の対応等、東部十勝4町で協議を行い体制づくりに努めます。

項目	6期目標・実績		7期目標
	目標	実績	
地域生活支援拠点の機能充実に向けた検証及び検討の回数	年1回	年1回	年1回
強度行動障害がある人の支援ニーズの把握（新規）	—	—	アンケートの実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労への移行者数

【国の基本指針の主旨】

- ・令和8年度において、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数が、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- ・さらに各事業の趣旨、目的、地域の実態等を踏まえて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業それぞれで一般就労へ移行する人の数が、令和3年度の移行実績の1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上とする。

町の現状と課題・成果目標

令和3年度の実績では、一般就労への移行者数は4人でした。

第6期障がい福祉計画における令和5年度数値目標4人を達成しています。

町では、これまでの実績及び地域の実情等を踏まえて、令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人の数を6人（1.50倍）とすることを目指します。また、町の実情を考慮し、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所それぞれの移行人数の目標を次ページの表のとおり設定します。

②就労定着支援事業所の利用者数と就労移行率

【国の基本指針の主旨】

- ・就労移行をした人が、そこで定着して就労を続けていけることが重要であるため、令和8年度末における一般就労に移行した人のうち就労定着支援事業の利用者数が令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ・事業所ごとの就労定着率について、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

町の現状と課題・成果目標

就労定着支援事業所の利用者の令和3年度実績は2人で、町外の事業所を利用しています。十勝では就労定着支援事業所が2か所であり、町内にはありません。これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

項目		6期目標・実績				7期目標
		目標	R3	R4	R5 見込値	
年間一般就労移行者数		4人	4人	3人	6人	6人
	就労移行支援事業所からの一般就労移行者数	2人	0人	2人	1人	1人
	就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数	1人	0人	0人	0人	1人
	就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数	1人	2人	0人	5人	3人
一般就労移行者のうち就労定着支援利用者数		2人	2人	3人	0人	3人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所		7割	10割	10割	10割	10割

(5) 発達障がい者支援体制の構築

【国の基本指針の主旨】

- ・早期発見、早期支援には家族への支援も重要であり、保護者が発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があるため、発達障がいの診断を専門的に行うことができる医療機関を確保する。

町の現状と課題・成果目標

発達支援センターにおいて、発達検査の実施や発達障がいのある子どもへの療育、保護者へのアドバイスを行うほか、令和3年度からペアレントトレーニングを実施しています。また、町内には発達障がいを専門に診断できる医療機関がないため、近隣市町村の医療機関を利用している状況です。

町では、医療機関へ早期に繋がれるよう発達検査や相談体制を確保し、保護者への支援を行っていくため、次のとおり目標を設定します。

項目	6期目標・実績				7期目標
	目標	R3	R4	R5 見込値	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	15人	16人	18人	18人	20人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	0人	0人	0人	1人

※ペアレントメンター・・・自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人。

※ピアサポート・・・・・・・「仲間同士を支え合う」という意味で、障がいのある人がその立場や境遇、経験を活かして同様の状況にある仲間を支えること。

(6) 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針の主旨】

・令和8年度末までに、総合的な相談支援の実施や関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

町の現状と課題・成果目標

町内には、相談支援事業所が7か所ありますが、相談支援専門員の人材不足が課題となっております。

また、基幹相談支援センターでは、機能強化として、専門的知識が必要な相談に対応するため相談支援事業所に委託し、総合的・専門的な相談支援体制を確保しています。町内の相談支援事業所とのネットワーク構築により、効果的な相談支援体制を確保します。

項目		目標値	備考
総合的・専門的な相談支援の実施の有無		継続実施する	基幹相談支援センターの設置
地域の相談支援体制の強化の有無		継続実施する	
	地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言件数	30件	基幹相談支援センターによる後方支援
	地域の相談支援事業者の人材育成の取組の実施回数	10回	自立支援協議会相談支援部会開催回数
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	自立支援協議会こども支援部会によるケース会議回数
	個別事例の支援内容の検証の実施回数（新規）	2回	自立支援協議会相談支援部会による個別事例検討回数
	基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の人数（新規）	1人	

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針の主旨】

- ・市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容の理解に努め、障害福祉サービスの利用状況の把握をし、真に必要なサービスの提供がなされているか検証を行う。
- ・都道府県が実施する研修への積極的な参加を行う。

町の現状と課題・成果目標

障害福祉サービスの質を向上させるために、町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解することを目的として積極的に研修へ参加をするほか、サービスの使用状況を把握し、必要なサービスが必要な人へ提供できているかの検証が必要です。

また、障害者自立支援審査支払システムを活用し、請求の過誤を無くし、事業所の適正運営のために、請求の審査結果の検証に取り組む必要があるため、次のとおり目標を設定します。

項目	目標値	備考
障がい福祉サービスに係る研修への参加	3人	町職員の参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有回数	1回	

※障害者自立支援審査支払等システム・・・障害福祉サービス報酬を請求・審査するシステム

2 障害福祉サービス・相談支援の見込み量

(1) 訪問系サービス

現状と課題

障がいのある人が日常生活を安心して送れるよう、家事援助や身体介護などを行う訪問系サービス体制の充実を図る必要があります。

特に、重度の障がいのある人が利用することができる「重度訪問介護」の利用や、日常生活の安定化を図るための「居宅介護」の利用の促進を図り、そのサービス提供量を確保しています。

また、在宅で重度の障がいのある高齢者において、介護保険サービスの支給限度基準を超えて、さらに障害福祉サービスの訪問系サービスを必要とする場合もあり、そのサービス必要量を加えて確保する必要があります。

目標値設定

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援があります。

訪問系サービスは、障がいのある人が自立した生活を送るために必要なサービスを提供するため、サービス利用人数は横ばいの傾向にあることから、今後も引き続き、重度の障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第6期計画における実績値】（1月あたり）

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
利用者数	39人	38人	39人
利用時間数	607時間	708時間	578時間

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（1月あたり）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	39人	39人	39人
利用時間数	600時間	600時間	600時間

(2) 日中活動・訓練・就労系サービス

現状と課題

障がいのある人が地域社会で生活できるよう、生活介護や就労継続支援などの事業を展開し、生きがいをもった生活が送られるよう基盤体制の充実を図る必要があります。

近年、町内及び近隣市町村における新規事業所の参入に伴い、札内地区では日中活動ができる場が確保されていますが、幕別地区や忠類地区のサービス基盤が足りておらず、引き続き、新規事業所の掘り起こしや既存の介護保険サービス事業所との共生型利用も視野に入れたサービスの基盤整備に努める必要があります。

目標値設定

日中活動系サービスには、生活介護、療養介護、短期入所、訓練・就労系サービスには、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援があります。

生活介護、就労継続支援B型は、近年利用希望者が増加傾向を示しています。また、アンケートの結果では、現在働いていない障がいのある人の約3割が障害福祉サービスを利用し、就労継続支援から慣らしていきたいと回答しており、今後3年間で利用したいサービスでは回答者の15%が就労継続支援を挙げています。

このことを踏まえて、過去の実績の推移を見ながら、サービス量を見込んでいます。

また、親亡き後の生活を見据えた訓練や支援者のリフレッシュが必要であることから、「短期入所」の利用も見込んでいます。

【第6期計画における実績値】（1月あたり） ※利用量は延べ日数

項目		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
生活介護	利用者数	91人	90人	90人
	利用量	1,767日	1,698日	1,706日
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	1人	0人
	利用量	8日	4日	0日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	1人	1人	0人
	利用量	6日	2日	0日
宿泊型自立訓練	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	4日	28日	4日
就労選択支援	利用者数	—	—	—
	利用量	—	—	—
就労移行支援	利用者数	5人	6人	4人
	利用量	79日	88日	81日
就労継続支援A型	利用者数	12人	15人	17人
	利用量	227日	258日	311日
就労継続支援B型	利用者数	94人	96人	106人
	利用量	1,674日	1,695日	1,870日
就労定着支援	利用者数	3人	2人	3人
療養介護	利用者数	4人	4人	4人
短期入所	利用者数	4人	4人	4人
	利用量	10日	15日	16日

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（1月あたり）

※利用量は延べ日数

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数	90人	90人	90人
	利用量	1,700日	1,700日	1,700日
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	4日	4日	4日
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	4日	4日	4日
宿泊型自立訓練	利用者数	1人	1人	1人
	利用量	10日	10日	10日
就労選択支援	利用者数	—	3人	3人
	利用量	—	15日	15日
就労移行支援	利用者数	5人	5人	5人
	利用量	85日	85日	85日
就労継続支援A型	利用者数	18人	19人	20人
	利用量	330日	350日	370日
就労継続支援B型	利用者数	110人	115人	120人
	利用量	1,950日	2,050日	2,150日
就労定着支援	利用者数	3人	3人	3人
療養介護	利用者数	4人	4人	4人
短期入所	利用者数	5人	7人	9人
	利用量	25日	35日	45日

(3) 居住支援・施設系サービス

現状と課題

障がいのある人の家族の高齢化に伴う、いわゆる「親亡き後」の課題に対応すべく、居住の場の確保が求められている中、引き続き、支援者の高齢化への対応、自立と「親亡き後」の不安解消のため、住まいの確保と生活支援を図っていく必要があります。

また、障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力を補う観点から、「自立生活援助」サービスが適切に提供され、共生社会を実現していく体制が必要です。

目標値設定

平成25年度に町内で初めてグループホームが整備され、令和5年4月現在、町内のグループホームの利用定員総数は112人となっています。今後は、「親亡き後」の課題に対応するための受け皿及び自立した生活を送るための居住の場として、グループホームを確保しながら、地域に安心して暮らせるよう日中活動の場や相談支援の充実を図ります。

【第6期計画における実績値】（利用者数）

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
自立生活援助	0人	1人	0人
共同生活援助	74人	77人	88人
施設入所支援	54人	53人	56人

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（利用者数）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	92人	96人	100人
施設入所支援	54人	52人	50人

(4) 相談支援

現状と課題

令和5年4月現在、町内では相談支援事業所が7か所あり、障がいのある人の心身の状態や環境、サービス利用についての意向をもとに、相談支援専門員がサービス等利用計画書を作成しています。

サービス等利用計画に関する連絡、調整が適切に行われるように、自立支援協議会相談支援部会と相談支援従事者の連携により、指定相談支援事業所の基盤強化、相談支援従事者の資質向上に努めています。

しかしながら、相談支援専門員の不足が課題として挙げられており、真に必要な人が利用できるよう基幹相談支援センターが中心となり調整を行う必要があります。

目標値設定

計画相談支援は、障がいのある人のニーズや心身の状態を把握し、安定した生活に向けた適切なサービスの提案、助言、支援をする重要な役割があります。現在、セルフプランでサービスを利用している人にも、計画相談支援を必要とする人には、順次利用を進めていく必要があることから、利用者の増加を想定してサービス量を見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援は、施設入所・入院から地域生活へ移行する人や家族との同居から一人暮らしに移行する人に対しての相談支援であり、利用対象者が利用できるサービス量を見込んでいます。

【第6期計画における実績値】（利用者数）

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
計画相談支援	236人	245人	238人
地域移行支援	1人	0人	0人
地域定着支援	7人	6人	5人

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（利用者数）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	242人	246人	250人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	5人	5人	5人

(5) 地域生活支援事業

現状と課題

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の障害福祉サービスと併せて実施するものです。

地域生活支援事業の実施にあたっては、利用者のニーズや地域の特性を十分考慮しながら、地域の社会資源を最大限活用できるようにすることが必要です。

また、障がいのある人が利用しやすい事業の実施を図るため、他市町村では利用に伴う自己負担を障害福祉サービスの利用者負担割合と同様に10%としています。町独自の負担軽減策として自己負担割合5%を今後も継続して実施し、利用しやすい地域生活支援事業を提供しています。

目標値設定

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や難病の方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人や難病のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るものです。

小・中学生を対象とした障がい者理解促進の授業を引き続き行い、障がいの特性や障がいのある人の気持ちを理解し、互いに助け合う意識を育て、障がいへの理解と啓発に努めます。

また、ヘルプマーク・ヘルプカードの仕組みが町民に広く浸透するよう啓発に努め、思いやりの心が醸成された社会の実現を目指します。

② 相談支援事業

令和5年4月現在、町内で相談支援事業を行うことができる事業所数は7か所あります。

自立支援協議会相談支援部会での勉強会や北海道が実施する相談支援研修などの受講により、資質の向上を図り、各種相談の対応や関係機関との連携により、必要な援助が確保できるよう努めます。

また、基幹相談支援センターを設置し、専門的能力を有する職員を配置することにより、専門的な相談支援を要する困難ケースや専門的知識が必要なケースに対応できるよう体制の整備に努めます。

【第6期計画における実績値】

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
相談支援事業	7か所	7か所	7か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所

【第7期計画における必要量の見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	7か所	7か所	7か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が充分ではない障がいのある人に対する権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

町では、成年後見制度の利用にあたり、費用を負担することが困難である者に対して、審判の請求費用や成年後見人の報酬の助成を行います。

【第6期計画における実績値】

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	0人

【第7期計画における必要量の見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

④ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者派遣と要約筆記者派遣を行います。

意思疎通支援事業の周知・徹底を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者は、民間団体の活用によるサービスの確保を図ります。

【第6期計画における実績値】

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
意思疎通支援事業	2人	3人	3人

【第7期計画における必要量の見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	3人	3人	3人

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術表現の習得を目指した研修事業を実施するもので、北海道や近隣市町村と連携しながら、養成研修の周知と場の確保に努めます。

⑥ 日常生活用具給付事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るために必要な生活用具を給付する制度です。

生活用具の利便性や操作性などを総合的に勘案しながら、必要に応じて支給品目の見直しを行います。

【第6期計画における実績値】

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 9月末時点
介護・訓練支援用具	4件	5件	1件
自立生活支援用具	6件	7件	3件
在宅療養等支援用具	6件	6件	5件
情報・意思疎通支援用具	6件	7件	3件
排泄管理支援用具	546件	672件	360件
居住生活動作補助用具（住宅改修）	0件	1件	1件

【第7期計画における必要量の見込】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
自立生活支援用具	6件	6件	6件
在宅療養等支援用具	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	646件	646件	646件
居住生活動作補助用具（住宅改修）	1件	1件	1件

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行うことにより、地域で自立した生活及び社会参加を促します。

利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【第6期計画における実績値】

項目	令和3年度 実績		令和4年度 実績		令和5年度 9月末時点	
	実利用人数	延べ利用時間	実利用人数	延べ利用時間	実利用人数	延べ利用時間
移動支援事業	7人	253時間	6人	243時間	6人	97時間

【第7期計画における必要量の見込】

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実利用人数	延べ利用時間	実利用人数	延べ利用時間	実利用人数	延べ利用時間
移動支援事業	6人	210時間	7人	245時間	7人	245時間

⑧ 地域活動支援センター事業

町内では、地域活動支援センター「ひまわりの家」が創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の場として、地域活動支援センター事業を行います。

また、他市町村事業の広域利用により、障がいのある人のニーズにあった地域活動支援センターを利用することが可能となっています。

今後は、関係機関との支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより、利用の促進を図ります。

【第6期計画における実績値】（1月あたり）

項目	令和3年度 実績		令和4年度 実績		令和5年度 9月末時点	
	事業所数	実利用人数	事業所数	実利用人数	事業所数	実利用人数
地域活動支援センター事業	3か所	14人	3か所	10人	3か所	11人
（他市町村分）	2か所	2人	2か所	2人	2か所	2人

【第7期計画における必要量の見込】（1月あたり）

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	事業所数	実利用人数	事業所数	実利用人数	事業所数	実利用人数
地域活動支援センター事業	3か所	13人	3か所	14人	3か所	15人
（他市町村分）	2か所	2人	2か所	2人	2か所	2人

⑨ その他の事業

町では、市町村が選択するその他の地域生活支援事業として「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」を実施しています。

訪問入浴サービス事業は、在宅の重度障がいのある人に対し、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを行います。

今後も在宅で生活する重度障がいのある人の利用が見込まれることから、利用者の意向を把握しながら、見込み量の確保に努めます。

日中一時支援事業は、障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。

近年、児童を中心に利用人数や利用日数が多く、今後も同程度の利用が見込まれることから、見込み量の確保に努めます。

【第6期計画における実績値】（1月あたり）

項目	令和3年度 実績		令和4年度 実績		令和5年度 9月末時点	
	実利用人数	延べ利用日数	実利用人数	延べ利用日数	実利用人数	延べ利用日数
訪問入浴サービス	6人	359日	6人	361日	3人	100日
日中一時支援事業	120人	14,804日	118人	14,135日	118人	7,336日

【第7期計画における必要量の見込】（1月あたり）

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実利用人数	延べ利用日数	実利用人数	延べ利用日数	実利用人数	延べ利用日数
訪問入浴サービス	3人	180日	4人	240日	4人	240日
日中一時支援事業	120人	15,000日	120人	15,000日	120人	15,000日

第7章 障がい児福祉計画に基づく障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

【第3期幕別町障がい児福祉計画（市町村障害児福祉計画）】

1 成果目標

障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。障がいの疑いがある段階からの発達に応じた適切な支援を行い、地域全体での支援体制を構築していくことが求められます。

また、障がいのある子どもが適切な支援を受けることで、障がいの有無に関わらず、すべての児童生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する必要があります。

これらの課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする成果目標を、国の「基本指針」に示された内容やこれまでの計画の進捗状況及び令和5年度に実施した障がい児福祉計画策定に関するアンケートの結果を踏まえ設定しました。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【国の基本指針の主旨】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に、少なくとも1か所以上設置する。（設置が困難な場合は圏域でも可能）
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

町の現状と課題・成果目標

十勝には、児童発達支援センターが1か所設置されていますが、町内にはありません。発達支援センターに各機関連携の下で、中核的な支援機能を果たせるよう体制整備を進めていく必要があります。

また、自立支援協議会こども支援部会を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容できる地域社会の推進を目指します。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針の主旨】

- ・重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。（設置が困難な場合は圏域でも可能）

町の現状と課題・成果目標

町内には、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がないため、近隣市の事業所の活用をしながら、サービスを必要とする重症心身障がい児の円滑なサービス利用を目指します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の基本指針の主旨】

- ・医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の現状を把握し支援の充実を図る。
- ・心身の状況に応じた各関連分野の支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置する。（設置が困難な場合は圏域でも可能）

町の現状と課題・成果目標

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、令和2年度に保健・医療・福祉・保育・教育の関係機関が連携を図るための協議の場として、自立支援協議会専門部会「医療的ケア児支援部会」を設置しました。

令和3年度の調査の実施により町内にも医療的ケア児がいることを把握しており、今後、個々のニーズの把握に努め必要な支援に係る協議が必要です。

令和8年度末までに、町単独または圏域での両方を視野に、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を目指します。

※圏域・・・「障がい保健福祉圏域」道内には21か所あり、十勝管内で1圏域となっている。

項目	6 期目標・実績		7 期目標
	目標	実績	
児童発達支援センターの設置	1 か所設置	圏域内に 1 か所設置	圏域内に 1 か所設置の維持
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築（新規）	—	—	自立支援協議会において構築する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内に 1 か所確保	圏域内に 2 か所確保	圏域内で 2 か所の維持
医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けることができるための関係機関に協議の場の設置	設置する	設置済	設置の維持
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	町単独または圏域で 1 人以上配置	0 人	町単独または圏域で 1 人以上配置

2 障害児福祉サービス・相談支援の見込み量

(1) 障害児通所支援

現状と課題

町内では、平成26年度に初めて障害児通所施設が開設し、現在は、児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が3ヶ所ありますが、年々、療育を求めるニーズは増加傾向にあり、それに対応すべく更なる基盤整備と専門的な療育機能の強化が求められています。また、幕別地区における障害児通所施設が少ないことから、設置を求める声があります。

さらに、今後、地域で生活する重度障がい児や医療的ケアを必要とする児童が増えていくことが見込まれます。

目標値設定

障害児通所支援には、主に就学前の児童を対象にした療育の「児童発達支援」と学齢期の児童を対象にした療育の「放課後等デイサービス」があります。そのほかに、保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、障がいのある児童に対する集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行う「保育所等訪問支援」、通所をするための外出が難しい重度の障がいのある児童に対し、自宅を訪問し日常生活における基本的な動作指導やその他必要な支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」があります。

障害児通所支援における必要量は、過去の実績及び令和5年度から発達支援センターに「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の機能を追加した後の利用状況を見ながら、サービス量を見込んでいます。

【第6期計画における実績値】（1月あたり） ※利用量は延べ日数

項目		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
児童発達支援	利用者数	12人	10人	43人
	利用量	104日	105日	180日
放課後等 デイサービス	利用者数	87人	127人	117人
	利用量	716日	728日	813日
保育所等 訪問支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
医療型児童発達 支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1人	0人	0人
	利用量	1日	0日	0日

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（1月あたり）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	45人	45人	45人
	利用量	190日	190日	190日
放課後等 デイサービス	利用者数	120人	123人	126人
	利用量	830日	860日	890日
保育所等 訪問支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
医療型児童発達 支援	利用者数	0人	0人	0人
	利用量	0日	0日	0日
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1人	0人	0人
	利用量	1日	0日	0日

(2) 障害児相談支援

現状と課題

町内7か所の相談支援事業所では、障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する全ての障がいのある児童に対し、支給決定時において、障がい児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業所との連絡調整を行っています。障害児相談支援の利用件数は、障害児通所サービスの利用者の増加に伴い増加傾向にあります。保護者が計画を作成するセルフプラン（自己作成）を利用する人も増加しています。

障害児相談支援は、保護者の困りごとを確認し、子どもの障がいに合わせた適切なサービス内容やサービス量を専門的な視点から判断するため、保護者の負担軽減や子どもの発達にとってもメリットがあることを周知し、相談支援事業所が受け入れることができる量を把握しながら利用の促進を図る必要があります。

また、障害児相談支援は、保護者のニーズの汲み取り、保育所や学校などの関係機関との連携において相談支援従事者としての専門性が問われることから、相談支援従事者の質の向上に向けた取組が必要です。

目標値設定

障害児相談支援の目標値は、保護者が作成するセルフプランを考慮して必要なサービス量を見込んでいます。

【第6期計画における実績値】（利用者数）

項目	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込値
障害児相談支援	58人	45人	57人

※令和5年度見込値は、令和5年4月～8月の実績を基に算出しています。

【第7期計画における必要量の見込】（利用者数）

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	59人	61人	63人

参考資料

1 幕別町障害者福祉計画策定委員名簿

(委員12名)

区 分	氏 名	各種機関・団体
委員長	高 橋 平 明	社会福祉法人 幕別町社会福祉協議会
職務代理者	景 山 倫 照	幕別町内医師
委 員	小 尾 一 彦	幕別町教育委員
	佐 藤 恵 子	知的障害者相談支援員
	佐 藤 文 子	身体障害者相談支援員
	宮 澤 清 志	幕別町障害者（児）団体連絡協議会
	菅 野 節 子	幕別町自立支援協議会
	赤 石 裕 元	人権擁護委員
	森 脇 俊 隆	町民公募委員
	村 上 隆 紀	町民公募委員
	宇佐美 純 一	町民公募委員
	堀 浩 子	町民公募委員

2 幕別町障害者福祉計画策定委員会への諮問

幕 福 祉 第 1174 号
令和 5 年 8 月 10 日

幕別町障害者福祉計画策定委員会
委員長 高橋 平明 様

幕別町長 飯田 晴義

諮 問 書

第 7 期幕別町障がい福祉計画及び第 3 期幕別町障がい児福祉計画の策定について、幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

3 幕別町障害者福祉計画策定委員会の答申

令和 6 年 3 月 8 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町障害者福祉計画策定委員会
委員長 高橋 平明

答 申 書

令和 5 年 8 月 10 日付幕福祉第 1174 号で当委員会に諮問された第 7 期幕別町障がい福祉計画及び第 3 期幕別町障がい児福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町障害者福祉計画策定委員会の協議経過

○ 令和5年度

● 第1回（令和5年8月10日 18:30～19:45）

- ・ 『まくべつ障がい福祉プラン2021』の進捗状況について
- ・ 第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画の骨子について
- ・ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査について

● 第2回（令和5年11月24日 18:30～20:05）

- ・ 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の結果について
- ・ 『まくべつ障がい福祉プラン2021』（改訂版）（案）について

● 第3回（令和6年3月1日 18:30～18:55）

- ・ 第7期幕別町障がい福祉計画（案）・第3期幕別町障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの結果について
- ・ 『まくべつ障がい福祉プラン2021』（改訂版）（案）について

まくべつ障がい者福祉プラン2021（改訂版）

幕別町障がい者計画
第7期幕別町障がい福祉計画
第3期幕別町障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 〒089-0692 幕別町本町130番地1
幕別町保健福祉部福祉課
TEL 0155-54-6612
FAX 0155-54-3839